

令和7年度 守谷市総合教育会議 次第

日 時 令和7年11月18日 (火)

午前10時から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 市長あいさつ

2 教育長あいさつ

3 報告・協議事項

(1) 報告

①特定地域選択制度の進捗状況について【学校教育課】

②小学校水泳授業の民間委託実績評価について【学校教育課】

③小中学校における生成AI活用事例について【教育指導課】

(2) 協議

①守谷市英語検定料補助金交付要綱の見直しについて【学校教育課】

②部活動地域展開推進プランの策定について【生涯学習課】

③放課後の学校施設の有効活用に向けた方針（タイムシェア型の推進）について

【生涯学習課】

④不登校対策の推進について【教育指導課】

⑤中央図書館リニューアル後の開館時間及び休館日の見直しについて【中央図書館】

(3) その他

①公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（給特法の改正）について

4 閉 会

特定地域選択制度の進捗状況について（報告）

過大規模校化した黒内小学校の適正規模化策として実施する特定地域選択制度について、令和7年4月からスクールバスの運行を開始しましたが、運行の状況や現在の課題、今後の取組等について、報告いたします。

1 制度概要

年少人口率の高い松並青葉地区を特定地域に指定し、黒内小学校のほか御所ヶ丘小学校、郷州小学校を選択できることにするもの。また、特定地域からの通学距離を考慮し、御所ヶ丘小学校、郷州小学校への登下校には、スクールバス（無料）を運行するもの。

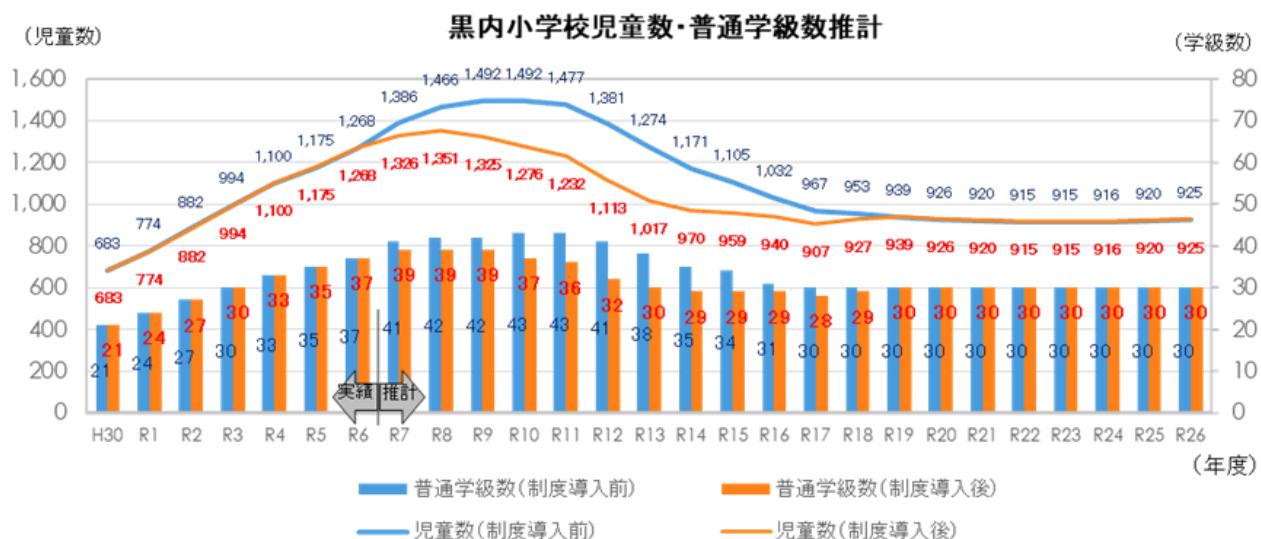
2 制度利用者数

令和8年度の申込者も含めた利用者数は、次のとおりです。

- 御所ヶ丘小学校：55名（うち令和8年度新1年生25名）
- 郷州小学校：60名（うち令和8年度新1年生31名）

3 黒内小学校の現状と特定地域選択制度に伴う今後の見通し

令和7年4月1日現在における黒内小学校の児童数は1,248名で、普通学級数は37学級である。下のグラフは、令和6年度に市が業者に委託して実施した児童数推計業務のデータを基に、特定地域選択制度の導入前と導入後を比較したものである。



制度開始後の推計と実績・見込を比較すると、特定地域選択制度の効果もあり、児童数・学級数とも、推計よりも減っていることが確認できる。

年度	導入前の推計	導入後の推計	実績・見込
R7 普通学級数	41学級	39学級	37学級
R8 普通学級数	42学級	39学級	36学級

※実績・見込は、スクールバスを利用した特定地域選択制度以外の就学校変更の数値を含む。

4 スクールバス概要

(1) 令和7年度の実績

- バス車両及び台数：大型バス 2 台（各校 1 台）
- バス停留所：登校時／松並青葉三丁目バス停⇒ヨークベニマル守谷店駐車場
下校時／松並青葉地区内公共バス停留所（一～四丁目）
※児童クラブ利用児童は、守谷駅前送迎ステーションで降車し、保護者への迎えを待つ。
- バス時刻表（※曜日によって、便数や出発時刻が異なる）
登校時：7:30～7:40 に各バス停を出発（1便のみ）
下校時：14:10～17:50 に各学校を出発（3 または 4 便）
- 安全確保策
 - ①バス停留所へのバス停補助員配置（安全確保・点呼・遅刻対応等）
 - ②バス車内への添乗員配置（乗降時点呼・嘔吐等対応）
 - ③乗降管理システムの導入（乗忘れ等の防止、保護者への乗降状況通知等）

(2) 課題と対策

- 運行開始当初は、児童もスクールバス通学が初めてということもあり、バス乗車から出発まで時間がかかることがあったが、現在は解消されている。
- これまで、バスの事故や児童の降ろし忘れ、バス運行に起因する児童の所在不明といった、重大な事態は生じていない。
- 一方で、保護者と学校、バス運行事業者、児童クラブ、送迎ステーション、学校教育課と、関係する機関が多く、特に児童のバス乗車情報について、関係者間での共有がスムーズにできておらず、確認に時間がかかることがある。（保護者からの連絡漏れというケースもあり）
⇒（対策）児童の乗車情報についての確認手順を隨時見直している。また、乗降管理システムの見直しも検討している。
- 登校時は、通勤時間帯でもあることから、特に、御所ヶ丘小学校行きバスのルートでは、慢性的な渋滞が生じている。渋滞を考慮した時刻表にはしているが、その日の状況によっては、学校への到着が想定よりも遅くなることがある。
⇒（対策）渋滞の解消は難しいので、状況に応じてルートを変更するよう、バス運行事業者に指示を出している。
- 児童クラブ利用者の下校便は、松並青葉地区内のバス停を経由せず、送迎ステーションへ直行することとしており、保護者からは、バス停を経由するよう要望が出ている。
⇒（対策）令和7年度のバス運行事業者との契約上、令和7年度中の対応は難しい。令和8年度については、バス停を経由することとして、準備を進めている。

5 乗降管理システム概要

(1) 令和7年度の実績

スクールバス利用児童の安全確保及び保護者・学校・バス間での利用スケジュール

等の連絡手段として、スマホから利用できる乗降管理システム「だれドコ」(フルティフル合同会社)を導入し、運用している。

主な機能は、次のとおり。

- 利用児童と利用バス停を登録して管理
- バスを利用しない場合に、システム上で連絡が可能
- QR コードを利用して、児童のバス乗降情報をシステムに登録し、同時に保護者へメール通知
- 児童の乗降が終わったバス停の確認（およそのバス位置情報の提供）

(2) 課題と対策

- バスに乗車しない旨の連絡は可能だが、別便への変更や通常は乗車しない児童が乗車する変更にはシステムが対応しておらず、電話やメール等で連絡をいただき、学校教育課にて手動で変更する必要がある。
- システムの都合上、システム上でのバス利用の変更（乗車しない）を出発の数時間前に締め切る必要がある。
- 詳しいバスの位置情報が分からぬ。
- システムの画面が視覚的に分かりにくく、操作にも影響がある。

⇒ (対策) 上記の課題については、現行システムの改修では対応できないことから、これらに対応できる新たなシステムを導入する予定である。

6 守谷駅前送迎ステーション概要

スクールバス利用者で児童クラブを利用している児童向けに、最終便のバスは、アーワズもりやにある守谷駅前親子ふれあいルーム内に設置した「守谷駅前送迎ステーション」に直行する。

送迎ステーションは、守谷駅前親子ふれあいルームの運営を受託している事業者に別途委託しており、午後6時から7時まで、当該事業者の職員が児童と一緒に保護者のお迎えを待つ。

令和7年度は児童クラブに迎えに行く保護者も多く、送迎ステーションの利用者は、毎回数人程度である。

7 移動先学校対応

令和8年度には、各校2台ずつのバス運行となり、今後もさらに増加する可能性があることから、バス乗降場所の整備を令和7年度に実施している。

(1) 御所ヶ丘小学校

校舎南側グラウンド寄りの通路を乗降場所として使用しているが、手狭であり、バスの転回も難しい状態であったことから、隣接する広場を舗装し、乗降場として整備した。

(2) 郷州小学校

学校敷地と郷州公民館の間に市有地（駐車場）を乗降場所として使用しているが、乗降場所と学校との往復の際に車も通行する場所を歩く必要があり危険であること、手狭でバスの転回ができないことから、他の場所を検討してきた。

検討の結果、学校のグラウンド内に乗降場所を整備することとし、9月定例月議

会にて補正予算を計上済み、今年度中に整備することとしている。

8 特定地域選択制度の実施に係る経費

令和6年度には、スクールバス運行に向けた準備として、移動先学校の整備や乗降管理システムの導入などのための費用、また、令和7年度には、スクールバス運行の委託料や次年度に向けたバス乗降場の整備などの費用が必要となった。これまでに必要となった主な費用は、次のとおり。

(1) 令和6年度

消耗品購入（ネックストラップ等）	308,461円
乗降管理システム利用料一式（年額）	507,320円
郷州学校歩道整備工事	4,620,000円
御所ヶ丘・郷州小学校教室改修工事（黒板・ロッカー等）	1,948,430円
御所ヶ丘・郷州小学校空調設備設置工事	3,080,000円
合 計	10,464,211円

(2) 令和7年度

乗降管理システム利用料一式（年額）	1,199,000円
スクールバス運行業務委託料（年額）	39,443,800円
送迎ステーション業務委託料（年額）	3,055,800円
バス停補助員業務委託料（年額）	1,208,000円
御所ヶ丘小学校舗装工事（バス乗降場）	9,015,600円
郷州小学校舗装工事（バス乗降場）	20,515,000円
合 計	74,437,200円

(3) 令和8年度以降

制度を利用する児童が増えることから、バスの台数も増えるため、スクールバス運行にかかる費用は増加していく。現時点では、学校の改修費用を除いたバス運行の費用のみで、1億から2億程度が10年程度は続く見込みである。

9 今後のスケジュール

- ・令和7年12月 次年度バス運行事業者と契約締結
- ・令和8年1月 特定地域選択制度利用者説明会、スクールバス試乗会
- ・令和8年2~3月 乗降管理システム操作説明会

小学校水泳授業の民間委託実績評価について（報告）

市立全小中学校の水泳授業が民間施設等利用へと移行し授業時数が制限される中、より効果的な水泳授業の実施と教職員の負担軽減を図るため、令和6年度は小学1・2年生、令和7年度は小学3・4年生にも拡大し、水泳授業を民間委託した結果について報告します。

1 これまでの経緯

- ・市では改修・運用経費と民間施設等利用費を比較検証し、平成24年度からプール槽老朽化校を民間施設等利用へと移行させてきた。
- ・令和5年度には全校移行が完了したが、市内施設は全て一般利用者併用施設であるため、授業時数確保が課題となることから、令和6年度以降、水泳授業の民間委託を順次進めていく方針を決定した（R6は小学1・2年生、R7は小学1～4年生、R8は小学校全学年）。
- ・委託先は市内2事業者とし、事業者間で評価に差異が生じないよう、事前に各社の評価表を基に市の基準を設定し、各社と共有して授業を実施した。

2 実績及び課題

- ・令和6年度は各校90分授業を2日間（4時数分）だったが、令和7年度は時間を増やし、各校80分授業を3日間（6時数分）として、5月から12月にかけて実施している。授業終了後は、児童・保護者・教職員向けのアンケートを実施し、評価結果を把握。（11月6日時点のアンケート回答を集計）
- ・児童・保護者の9割以上が民間事業者による水泳授業を評価し、継続を求めている。教職員からも、民間事業者の指導方法は参考になったという回答は95.1%、教職員の負担軽減につながったという回答は100%となり、授業委託継続を望む回答も100%という結果となった。
- ・一方、保護者から複数寄せられた意見としては「授業回数を増やしてほしい」「着衣泳を実施してほしい」「寒い時期の授業が心配」といったものが目立ったほか、教職員で1回当たりの授業時間及び授業回数が適切だと感じているのは約70%程度に留まった。（1回あたりの時間は90分が適切と回答したのは24.4%、授業は4回が適切と回答したのが14.6%）また、委託対象の児童数が増えたためか、関係者間での連携に改善の余地があるという意見も寄せられた。

3 今後の方針

- ・水泳授業の民間委託を令和8年度に高学年までに拡大することで、小学校水泳授業での一定程度の泳力定着を目指す。
- ・学校及び事業者との調整時には、一般利用者への影響や移動時間等を考慮しながら、授業日数を増やすことや着衣泳の実施について検討していく。
- ・委託対象学年が増えても引き続き適切に授業を実施できるよう、関係者間の役割の再確認など、連携強化に努める。
- ・初年度に民間指導を受けた学年が中学校に進学する年度までに、先進事例等の研究を重ね、中学校プール授業の継続是非を検討する。

4 経費

授：授業委託 施：施設利用のみ 金額：千円単位

年度	内容	委託料	施設利用料	バス代	計	1校当り
R6	小1・2：授、小3～中3：施	4,762	738	10,479	15,979	1,229
R7	小1～4：授、小5～中3：施	16,005	1,169	13,986	31,160	2,397
R8	小：授、中：施	23,670	840	13,986	38,496	2,961
R9～10	小：授、中：施	24,020	936	13,986	38,942	2,996
R11～	小：授 中：継続是非判断	22,817	—	9,683	32,500	2,500

※施設利用及び授業委託のいずれも、R7 以降の各学年の年間授業時数は 6 時数 (80 分 × 3 日)

※R6 は実績、R7 は 10 月までの実績を基に見込みを算出

※R8 以降の授業委託料は R7.11 月時点の見積単価で計算

※R9～10 の委託料は 2 年間の平均額

※R11 のバス代は、R10 までの金額のうち、小学校分として 13 分の 9 で算出。

バス賃借料実績

R6：10,479 千円

R7：9,036 千円 (5～9 月) +4,950 千円 (10～12 月分見込み) = 13,986 千円

小中学校における生成AI活用事例について（報告）

1. 学習における生成AIの活用事例

本市では生成AIを学びの質を深めるための「パートナー」と位置付け、「深い学び」の実現に向けて活用しています。

具体的には、情報の整理・分析やアイデア出しの補助など、課題について深く考え、多角的に検討し、知識等を構造化して表現する「探究のプロセス」において効果的に活用しています。これにより、学びの質を深めることができます。

(1) 地域課題を解決するための社会実装型「探究学習」:黒内小学校6年・総合的な学習

常総環境センターでのリチウムイオン電池火災という喫緊の地域課題に対し、市民としての当事者意識をもち、探究学習に取り組んだ事例です。本事例は、学校・教室での学びが、社会を動かす力(社会実装力)をもつものであることを証明した取組であると言えます。

[生成AIを活用した取組内容]

- ・ゴミの分別を啓発するためのポスターやリーフレットの作成
- ・市生活環境課職員への提案
- ・常総広域を走る関東鉄道常総線の「ラッピング電車」による地域への広報活動の企画

※ 補足

- ・11月19日(火)に、児童自らが関東鉄道株式会社の社長、職員に対して提案する。
- ・主体的で実践的な活動は、NHKや複数の新聞社による取材など、社会的にも大きな注目を集めている。

(2) 深い学びの実現:愛宕中学校3年・技術科、3年・国語科

愛宕中学校では、生成AIを深い学びへ導く学習のパートナーとして位置付けています。

① 国語科・古典「奥の細道」

生徒が書いた鑑賞文に対し、生成AIから評価(指摘、新たな視点などの提案)を受け、鑑賞文をよりブラッシュアップさせていくといった論理的思考力(クリティカルシンキング)と、豊かな言語表現への洞察を深めるための活用がなされています。

② 技術科・プログラミング分野の授業

iPadで撮影した写真を生成AIに分析させ、その分析結果とプログラミング教材を組み合わせてSDGsに結び付く製品を考案するなど、情報活用能力とプログラミング的思考を融合させた学習に取り組んでいます。

これにより、生徒は複雑な問題を技術で解決する能力と、データ分析に基づく創造性を同時に育成しています。

3. その他の多様な活用事例

他小中学校でも生成AIは着実に導入され、学習効果の向上と業務効率化に貢献しています。

(1) 外国語教育(英語)における効果的な活用(実証研究段階)

身に付けた英語表現を活用・発揮し、自信をもって表現する(アウトプット)には、児童生徒の実態に応じた「個別最適な学びの場」を設定することが欠かせません。

現在、小・中学校共に実証研究段階であります。生成 AI アプリを相手に、個別に発話練習ができる環境を提供しています。これにより、教員や ALT、オンライン英会話における対話が難しかった児童生徒一人ひとりの発話量が増加している状況が見られます。

生成 AI アプリの利点として、①発音や文法に対し即座にフィードバックされること、②生徒は失敗を恐れずに何度も挑戦できることが挙げられます。

個別最適化された反復学習により、実用的なコミュニケーション能力の育成に大きな成果を上げることが見込めます。

(2) 教職員の業務効率化

生成 AI は、保護者向け連絡文の下書き作成、定期テストや発展学習の問題作成の補助など、定型業務の補助にも活用されています。これにより、教員の事務作業にかかる時間を削減し、生徒指導や教材研究といったコアな業務に集中できる時間を確保できています。

4. まとめと今後の課題

本市の教育における生成 AI 活用は、単なる ICT ツールの導入に留めず、教育活動の質の向上を目指しています。

これまでの取組の成果をさらに広げるために、生成 AI が提示したアイデアなどを倫理的に判断し、真偽を見極める批判的思考力(クリティカルシンキング)を育む教育も、確実に実施することが不可欠です。あわせて、各校の情報教育推進委員、中学校区代表の生成 AI プロジェクトリーダーが、先進的な指導法について横展開するためのボトムアップ型教職員研修の拡充も重要です。

今後も、生成 AI を子どもたちの可能性を最大限に引き出すための重要なツールとして活用し、教育の質の向上に努めてまいります。

■ 「ビジョン2025」への明確な位置づけ

守谷市教育目標 新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して

時代の壁を乗り越えて、守谷はこれからもウェルビーイングな教育を目指します。

THE THIRD NEW NORMAL OF MORIYA 2025

確かな学力の育成

1 「守谷型ラーニングスタイル」

- 「自律した学習者」を育成する探究的な学び（課題解決型学習）とICTの効率的活用
- [NEW] 「生成AIラーニング」の活用
- ・「探究的学習」を実践するための全教職員による授業づくり研修と実践の往復
- ・各教科の授業で「生成AI」を活用するための研修
- [NEW] 通りの学びにつなげる「生成AI」の活用
- ・表現をより良くしたり、内容を確認したりすることを目的とした、「生成AI」の活用
- ・各教科の授業、全学での比較・検討画面での活用

2 世界とつながる「守谷型英語・グローバル教育」

健康と体力を育む教育の推進

1 児童生徒の健やかな身体づくり

- ロング休み「憩うタイム」の実施
- ・のびのび遊ぶ時間を確保するためのロング昼休み
- [NEW] 地域の「防災教育ワークショップ」
- ・災害時の行動を学ぶための小学校による講演や防災ゲームの導入
- 守谷市カリ・マラを生かして部活動を改革「アーティー」
- ・50分×2コマ→100分の活動時間
- ・シーズン別を導入し、大会前に120分活動可
- ・部活動の地図移行の推進

2 子どもたちと向き合うために

豊かな心を育む教育の推進

「いじめ・不登校ゼロパック+」

- 「いじめ防止プログラム」の継続
- ・通学・特別活動（学級活動）を通じたコミュニケーションスキルの定着及び人権意識の向上
- ・いじめをなくそう仲良し月間（5月・9月・11月）
- [NEW] 青少年の指導者による「いじめ防止プログラム」教職員研修の実施
- ・市・学校・いじめ対策本部の設置によるいじめの組織対応
- 職員心のよい学校・学級づくり
- ・いじめ対応研修
- ・授業力改善研修
- 自由に会った各種セミナーの実施

■ [NEW] 適切な学びにつなげる「生成AI」の活用

- 表現をより良くしたり、内容を確認したりすることを目的とした「生成AI」の活用

守谷市教育目標ポーチカードの設置

4 一人一人に寄り添う「特別支援教育」

- [NEW] 発達性ディスレクシアを早期に発見・支援するための「読み書きクリーニング」の定期的な実施（小1・中2）
- ・特別支援教育ソフトを活用した多面的アセスメントによる個別指導計画の作成

■ [NEW] 適切な学びにつなげる「生成AI」の活用

- 表現をより良くしたり、内容を確認したりすることを目的とした「生成AI」の活用

■ [NEW] 青少年の指導者による「いじめ防止プログラム」教職員研修の実施

- 市・学校・いじめ対策本部の設置によるいじめの組織対応
- 職員心のよい学校・学級づくり
- いじめ対応研修
- 授業力改善研修
- 自由に会った各種セミナーの実施

■ 専門家を 守谷市学校DX推進アドバイザーに

AIが身边になっていく時代

スマホの登場から10年でGIGAスクールが始まったように、生成AIの登場から10年後には生徒1人1台AIのAI教育が始まります

■守谷独自のポータルサイトから「目的的」に活用



守谷市デジタル教育研修センター

smartmoriya.com
Kirameki Project

教職員用アプリ

- Noteboo kLM
- Gemini
- Canva
- Padlet
- TA!

児童生徒用アプリ

- 学級通信
ジェネレータ
- 学級通信
ジェネレータver2
- みんなで生成
AIコース

■若手教師の研修動画で「易(優)しく」AIの世界へ



守谷市デジタル教育研修センター

◆ 生成AIとは？

生成AIはじめの一歩
ver.1.1
生成AIの入門的な使い方と注意点

こちらの動画が、第一歩です

動画作：愛宕中学校 田中 浩之 先生 (2025年)
参考資料:生成AIはじめの一歩～生成AIの入門的な使い方と注意点～ (総務省 情報流通常行政局 情報流通振興課)
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/generativeai/

① ◆ まずは試してみる（アイコンをクリック）

■好事例を共有・カスタマイズして教育DXを推進①



守谷市デジタル教育研修センター



影を使った比の計算

大野小学校 (R7.7.17)

小学校6年生

生成AIで分析→



Metamojiと生成AIを使った授業分析

参考 振り返りシート (編集用)

振り返りシート (pdf)



生成AI研修 EDL(2025/08/04)

参考:生成AI活用研修資料リンク集

■好事例を共有・カスタマイズして教育DXを推進②



次の実践は、あなた。

AI活用アイデア・ジェネレーター

調べ学習で、難解な専門用語を小学生にも

分かる言

【社会】ある歴史的事件がもし起らなかったら？というIFの世界をAIにシミュレー

シヨ

【家庭科】冷蔵庫にある食材を伝えて、栄養バランスの取れた

ても

歴史上の人物になりきったAIと、チャット形式でインタビューを行い、その人物の考え方や時代背景を深く理解する

■好事例を共有・カスタマイズして教育DXを推進③



Moriya プロンプト集

日々の実践知を、未来の授業の力に。

投稿いただいたプロンプト集は以下の表に追加されます。

+ 新しいプロンプトを投稿する

生成AIプロンプトバンク

学校名	ニックネーム	授業/校務名	プロンプト
黒内小学校	M	国語 和の文化について	■自分のテーマに関連するサイトを教えてもらう目的で以下のプロンプトを利用。 「私は○○について調べています。小学生が読んでもわかりやすいサイトを3つ教えてく
			■調べたサイトの内容をコピーして、小学生にもわかる内容にしてもらう。 例「小学校の学校の先生になってください。これから送る内容を小学生向けに簡単にしてく
			■自分のテーマについて生成AIと対話し、考えをさらに深める。 例「私は小学生で、○○について調べています。○○が今後も受けつがれるためには、どんな

業務効率化のための「AIプロンプトの共有」

黒内小学校	M	社会 生成AIに自動車CMづくり	「あなたは自動車会社の広報担当です。新しい自動車のCMをつくることになりました。時間
			す。絵コンテを5コマ分考えてください。特にどんな内容か、どんなナレーションかを詳しく

■若手教師によるAI活用が茨城県教育論文で最優秀賞

入賞者一覧

(受付順)

●『最優秀賞』 1編

自ら問題を見だし「課題を解決する力」の育成のため
主体的・対話的で深い学びの実現を図る技術科指導
～第2学年「D情報の技術」(2)における複数のプログラミング言語学習から
個別最適な学びと協働的な学びの往復を通して～
守谷市立愛宕中学校 教諭 田 中 浩 之 11

●『優秀賞』 3編

持続可能な社会をつくっていく態度を育成する單元開発
～JICA教師海外研修の学びと外部人材の専門性を生かしたESDの実践から～
取手市立水山小学校 教諭 土 原 駿 一 35

数学科における主導的の学習に取り組む態度を育てる単元デザインの工夫
～「課題シート」と「振り返りカード」を活用した探究的な学習を通して～
桜並木学園つくば市立並木中学校 教諭 塚 原 優 香 43

高等学校における広報活動の研究
～少子化の中で志願者数を増やす手立てを考える～
茨城県立並木等教育学園 教諭 小 野 威 人 51

●『優良賞』 14編

学校のウェルビーイングの向上を目指して
～「サーベントリーカード」と「変革型リーダーシップ」を基盤として～
古河市立古河第七小学校 校長 三 田 俊 彦 59

効果的な学習方略の特定と指導の最適化
～自律的な学習者を育てるための定期考査改善アプローチ～
茨城県立土浦清北高等学校 教諭 霜 屋 洋 介 63

誰もが前向きに参加できる「AI組織への変革」
～自分の都合と得意をもとに選んで参加するエンタリー制を核にして～
土浦市立土浦第五中学校 主幹教諭 清 水 匠 67

～SAMRモデルを基盤にした教員研修と

自己決定を重視した学習スタイルの構築を通して～

日立市立清川小学校 校長 渡 部 奥 番 71

共に課題を解決し、学んだことを生かす児童の育成

～「か・つ・や・く」を合言葉にしたカリキュラム教育の実践を通して～

神栖市立大野原西小学校 教諭 大 内 靖 彦 75

考えを再構成しながら議論する力を育てる社会科指導の在り方

～中学校第2学年「江戸幕府の成立と対外政策」における

パフォーマンス課題を通じた課題解決的な学習と、

単元内自由選択学習による生徒の表現を促す学習活動を通して～

神栖市立神栖第四中学校 教諭 多 賀 貴 吉 79

食に興味をもち、望ましい食生活を実践しようとする児童の育成

～学校教育活動全体での食育指導の充実と家庭・地域との連携を通して～

常総市立立岡小学校 教諭 関 久 子 83

郷土に愛着をもち、郷土を愛する児童の育成を目指して

～ふるさと学習と関連付けた自作教材の開発・活用を通して～

石岡市立郷部小学校 校長 井 元 光 子 87

学校と地域の連携・協働した学習支援の在り方（2年次）

～家郷科「布を用いた製作の学習」における小美玉学習支援スタイルの実践～

小美玉市教育委員会生涯学習課 社会教育主事 三 澤 秀 生 91

語彙が豊かで、自分の思いや考えを適切に表現できる児童の育成

～下学年国語科におけるアクトブリット（書く活動）をするための

「言葉カード」の活用を通して～

稟敬市立稟川小学校 教諭 角 井 夏 美

教諭 川 保 夏 美

教諭 前 沢 真 純 95

新たな時代に必要となる情報活用能力の育成

～デジタル・シティズンシップ教育と生成AIを活用した

教科等指標的な学習を通して～

守谷市立黒内小学校 教諭 村 井 服 亮 99

■明日(11/19)新たなチャレンジを提案します

MoRIYA



生成AIを活用してごみ分別のチャートを作る児童たち=守谷市立黒内小

守谷・黒内小

児童、ごみ分別促進案

生成AIでチラシ作り

市に提案へ

リチャード・マイオー電池の混入で火災になった守谷市の「常総環境センター」について、市立黒内小6年生が生成AI（人工知能）を活用して、正しいごみ分別を伝えるチラシを作成。チラシやチラシと一緒に完成した市長に提案する。

（令和7年9月3日 茨城新聞）

件名	常総環境センターを救え！ ～走るメッセージ ラッピング列車で広げるゴミ分別の輪～	
新規・継続別	新規	
期間	2025年11月19日（水）	
場所	守谷市立黒内小学校体育馆	黒内小学校 校長：古橋
主催者	守谷市立黒内小学校	
目的 又は趣旨	黒内小学校の6年生児童が総合的な学習の時間に、地域の解決したい問題を見出すだけでなく、地域のよりよい未来をつくっていく方法について、様々なアイディアを出し合い検討してきました。子どもたちは2024年12月に常総環境センターにおいて発生したリチウム電池の火災事故に注目し、市民のごみ分別に対する意識をより高めるために、常総広域で地域の交通の要となっている関東鉄道に力を借りて解決するアイディアを考えました。当日は、関東鉄道株式会社社長、市長に向けて子どもたちがプレゼンテーションを行います。	
内容 (方法、対象者、数量等)	<p>1 日時 11月19日（水）午前10時20分～11時10分</p> <p>2 会場 守谷市立黒内小学校 体育馆</p> <p>3 出席 関東鉄道（株）社長 登嶋進氏、松丸市長、奈幡教育長ほか</p> <p>4 内容 『常総環境センターを救え！プレゼンテーション』 ・6年4組児童によるポスター・チラシ・フロー図・動画を用いた提案プレゼンテーション</p> <p>5 当日の流れ ①はじめの言葉 ②お披露目</p>	

鉄道ラッピングなどの解決策を 社長・市長にプレゼン・提案

（令和7年9月3日 茨城新聞）

守谷市英語検定料補助金交付要綱の見直しについて（協議）

「守谷市英語検定料補助金交付要綱」（以下「現要綱」）に基づき実施している英検受験料の補助制度について、英検以外の検定試験にも対象を拡大するため、新たに対象とする検定試験や補助額等について協議するものです。

1 現状と背景

当該事業は令和2年度から現要綱に基づき実施しており、市内の小学生および中学生の学習意欲向上と保護者の経済的負担軽減を目的としています。英語検定を受検した児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

令和7年6月の守谷市議会定例会の一般質問において、この補助金の対象拡大について議員から質問があり、執行部は「今後、拡大する方向で前向きに検討する」と答弁しています。これを受け、対象拡大の方向性について具体的に検討するものです。

（参考：英検補助の実績）

	申請件数	補助額
令和2年度	506件	907,750円
令和3年度	560件	1,410,650円
令和4年度	643件	1,386,300円
令和5年度	598件	1,312,450円
令和6年度	746件	1,712,850円

2 課題

現要綱では「児童生徒1人につき年度ごとに1回の補助」となっており、例えば、同一年度に2級と3級を受検しても補助は1回分のみです。対象検定を拡大した場合に、それぞれの検定ごとに補助を出すかどうかは、これまでの補助実績との公平性や守谷市の財政状況を踏まえて検討が必要です。

また、現要綱は英検に特化した内容のため、要綱改正ではなく新たな要綱の制定が必要となります。

3 方向性

（1）拡大の基本的な考え方

今回の対象範囲見直しは、英語以外の検定試験も含めて拡大するものと考えます。補助金額や補助回数の増加は、これまでの補助実績との公平性や財政状況を考慮し、現時点では見送るべきと考えています。予算規模についても、申請人数

増加によるやむを得ない増額は致し方ないものの、対象範囲拡大に伴う増額は可能な限り避けたいと考えています。

(2) 新たに対象とする検定試験の候補

上記の考え方及び現要綱の趣旨を踏まえ、学校で学習する教科に関連し、小中学生の受験が想定され、かつ相応の受験者数がある検定試験は、次のとおりです。

番号	検定試験名	教科	受験料の目安
①	TOEIC	英語	5,000 円～10,500 円程度
②	GTEC	英語	2,000 円～5,000 円程度
③	TOEFL	英語	23,000 円～28,000 円 (※205 米ドル)
④	漢字検定	国語	1,700 円～6,700 円程度
⑤	算数検定	算数	2,500 円～3,200 円程度
⑥	数学検定	数学	3,800 円～8,500 円程度
参考	英語検定	英語	2,500 円～12,500 円

(3) 補助金の額や補助回数

現要綱の趣旨を踏まえ、受験料の半額を補助し、検定の種類にかかわらず、児童生徒1人につき同一年度内で1回の補助とします。

4 今後の計画

見直しの方向性決定後のスケジュールは、次のとおりです。

- 対象検定試験の詳細（級や種別）、補助金申請方法等の決定（12月）
- 現要綱の廃止及び新要綱の制定（令和8年2月）
- スクリレ、市ホームページ、広報もりや等で保護者に周知（令和8年3月）
- 新要綱に基づく補助金拡大および申請受付開始（令和8年4月）

部活動地域展開推進プランの策定について（協議）

「守谷市部活動地域移行推進プラン（令和5年度～7年度）」（以下「前期プラン」という。）の成果を踏まえ、学校から地域へ活動を移行するだけでなく、地域全体で子どもたちの活動を「支え」「広げる」ことで、多様な形での地域展開を推進するため、新たに『守谷市部活動地域展開推進プラン（令和8年度～令和13年度）』を策定する。

1 現状

令和5年度から令和7年度までの「改革推進期間」において、国・県の動向に沿った前期プランの策定や、休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実証事業を通じて、実情に応じた移行モデルを構築してきた。

国は、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と位置づけ、休日の部活動については、学校と地域が連携した地域クラブ活動への本格的な移行を進める方向性を示している。（※）

これに伴い、「改革推進期間」におけるこれまでの取組を踏まえ、子どもたちが地域で活動する環境の確立を目指すため、「改革実行期間」における新たなロードマップの作成が必要となった。

※ 平日も含めた移行については、休日の移行状況や各地域の課題解決の進捗を踏まえ、中長期的な視野で検討していく。

2 前期プランにおける取組成果と課題

守谷市は、全国的にも早い段階で休日活動の段階的な地域移行に向けたモデル事業（実証事業）を開始し、地域移行の準備から地域クラブ活動の開始と管理運営体制の見直し、活動の拡大と安定化、地域クラブ支援制度の整備など段階的な取組を進めてきた。また、教育委員会が主体となって「守谷スポーツ文化クラブ（M S C C）」を立ち上げ、その運営を「一般社団法人守谷市スポーツ協会」に委託し、休日の地域クラブ活動を中心に、現在、市内全54部活動のうち、24部活動の休日活動に地域指導者を配置し、地域クラブ活動を展開している。

これまでの取組を通じて明らかになった課題は以下のとおりとなる。

- （課題1）指導人材の確保と育成
- （課題2）活動場所の確保と利用調整
- （課題3）活動の選択肢の明確化と移行支援
- （課題4）教育的指導・配慮の担い手不足と学校との連携
- （課題5）地域クラブ運営を支える人材の確保
- （課題6）活動費の確保と保護者負担の増大
- （課題7）関係者間の情報共有と合意形成

3 方向性（本プランの基本理念と基本方針）

（1）基本理念

『地域全体で育む、子どもたちの多様な活動と豊かな未来』

地域社会が一体となって、多様な活動を通じて子どもたちの個性と才能を育み、健やかな成長を支えることで、未来へつながる地域づくりに貢献する。

（2）基本方針

- ① 休日活動の地域展開～原則、地域クラブへの展開を目指す～
- ② 平日活動の段階的な地域展開～地域クラブモデル事例の蓄積と検証～
- ③ 多様な地域クラブの育成と活動支援～地域で支え、新たな価値を創出～
- ④ 誰もが参加しやすい活動環境の整備～多種多様な体験と参加の保障～
- ⑤ 地域・学校・行政が連携する推進体制の確立～地域全体で広げ、支える～

4 今後の計画

（1）地域展開ロードマップにおける目標

- ① 令和8年度 休日の地域クラブ活動割合目標値：50%

地域クラブ活動のモデル試行を開始し、教職員や学校の負担軽減を進める。

- ② 令和9～令和10年度 休日の地域クラブ活動割合目標値：70%

学校部活動は段階的に役割を縮小し、地域クラブへの移行を推進する。

- ③ 令和11～令和12年度 休日の地域クラブ活動割合目標値：90%

学校部活動は平日に特化し、休日は原則として地域クラブ活動へ移行する。

- ④ 令和13年度 休日の地域クラブ活動割合目標値：95%以上

地域クラブ活動を定着させ、学校部活動の役割を地域連携型へと転換する。

（2）ロードマップ推進に向けた具体的な対応策 ※ ⑤⑥⑧は要綱制定

- ① 多様な人材の確保 → (課題1)(課題4)(課題5)(課題7)への対応

- ② 指導者バンクの充実 → (課題1)への対応

- ③ 指導者の質の向上 → (課題1)への対応

- ④ 多様な地域クラブ・活動団体の募集と連携 → (課題3)への対応

- ⑤ 認定地域クラブの認定制度創設 → (課題6)への対応

- ⑥ 認定地域クラブへの大会参加に対する補助金交付 → (課題6)への対応

- ⑦ 受益者負担の適正化 → (課題6)への対応

- ⑧ 生活困窮世帯への支援 → (課題6)への対応

- ⑨ 学校施設等公共施設の活用 → (課題2)への対応

- ⑩ 民間資金を活用した財源確保 → (課題6)への対応

（3）評価指標と検証

本プランの進捗を把握するため、評価指標を設定し、各年度末に検証する。

守谷市部活動地域展開推進プラン

～地域全体で育む、子どもたちの多様な活動と豊かな未来～

令和8年度～令和13年度

(案)

令和7年〇月

守谷市教育委員会

目 次

はじめに	1
1. プランの背景と現状	2
2. プランの基本理念と方針	8
3. 推進体制と役割分担	9
4. 地域展開ロードマップ	
（改革実行期間：令和8年度～令和13年度）	10
5. 地域展開ロードマップ推進に向けた課題と具体的な対応策	13
6. 評価指標とPDCAサイクル	15
おわりに	16

学校部活動は、子どもたちが興味や関心に応じて自主的・自発的に活動する中で、個性や能力を伸ばし、協調性や人間性を育む教育活動として定着し、多くの教育的効果をあげてきました。

しかし、近年は少子化に伴い、単独校でチームが組めないことや、希望する活動種目が存在しないといった課題が顕在化しています。また、専門的な指導を受ける機会の不足、勝利至上主義や長時間活動による心身の負担、燃え尽き症候群(バーンアウト)などの問題も指摘されています。さらに、部活動は教職員の長時間勤務の大きな要因の一つとなっている現状があります。

こうした状況を踏まえ、本市では、学校の枠組みを超えた新しい教育モデルを創出するとともに、地域の人材や施設(学校施設を含む)を最大限に活用し、子どもたちが多様で豊かな活動に取り組める新たな仕組みを構築します。この取組は、単に学校から地域へ活動を「移す」だけでなく、地域全体で子どもたちの活動を「支え」「広げる」ことで、より豊かで幅広い活動を可能にし、新たな価値を生み出すことを目指します。

また、この取組は、子どもたちのみならず、地域の大人や団体にとっても居場所と出番を見つける機会となり、生涯にわたるスポーツ・文化活動の推進や、ウェルビーイングなまちづくりにもつながるものです。

本プランは、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づく「推進計画」に位置付けられ、休日の部活動における地域クラブへの多様な展開を推進し、子どもたち一人ひとりの輝く個性を育む活動の場を地域全体で作り上げることを目標とします。

守谷市教育委員会



参照元

文部科学省・スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
(2022年12月26日)およびその後の関連情報

I. プランの背景と現状

(1) 国・県・市の動向

部活動の課題を解決するため、国・県・市が連携して改革を推進しています。

① 国の動向

国は、令和2年に休日の部活動の段階的な地域移行を示し、令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。令和5年度から令和7年度までの「改革推進期間」において、休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実証事業などを通じて、移行モデルを構築し、その上で、令和8年度以降を「改革実行期間」と位置づけ、休日の部活動について、学校と地域が連携・協働する形で地域クラブ活動への移行を本格的に進める方向性が示されました。

② 県の動向

茨城県においても、国の動向を踏まえ、令和4年5月に策定された「茨城県部活動の運営方針」や「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」に基づき、令和7年度末までに休日の部活動を地域へ移行することを目標に掲げています。県内市町村でも休日の地域移行に向けた実証事業が始まっており、県全体で連携して部活動改革を推進していく方針が示されています。

③ 市のこれまでの取組

守谷市は、部活動に関する課題を早期から認識し、令和4年4月から学校教育改革の一環として「守谷型カリキュラム・マネジメントを生かした部活動改革」を取り組んできました。この改革では、週3日の「アーリーデー」に5時間授業を導入するなど、効率的な部活動運営と生徒の早期下校を両立させています。

図表I 中学校 部活動改革日課(スタンダードシーズン)

	月	火	水	木	金
	アーリーデー		アーリーデー		アーリーデー
朝 の 会					
1					
2					
3					
4					
給 食					
星 休 み					
5 部活開始 15:00					
6 部活開始 15:00	100分	50分	100分	部活なし 16:00下校	100分
放課後 黄色は 部活動等	部活終了後				16:50 下 校



また、同時期から、校長や関係者との協議、生徒・保護者・教職員へのアンケート調査を実施し、地域移行における課題洗い出しと推進体制の検討を進めてきました。この調査の結果、国が示す休日の部活動運営の早急な見直しが不可欠であることが明らかになり、持続可能なスポーツ・文化活動の仕組みを構築する必要があると判断しました。

これを受け、地域クラブ活動の運営を、文化活動も含めて「一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）」に委託し、全面的な支援を行うこととしました。そして、令和5年1月からは、休日部活動の段階的な地域移行に向けたモデル事業（実証実験）を開始しています。この事業では、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校部活動の継承・発展を目的に、「守谷スポーツ文化クラブ（以下「MSCC」という。）」を立ち上げ、その運営を市スポーツ協会に委託し、休日の地域クラブ活動を推進しています。（詳細は、[（3）改革推進期間（令和5年度～令和7年度）における取組](#)に記載）

図表2 休日の地域クラブ活動のイメージ 2025.10 現在

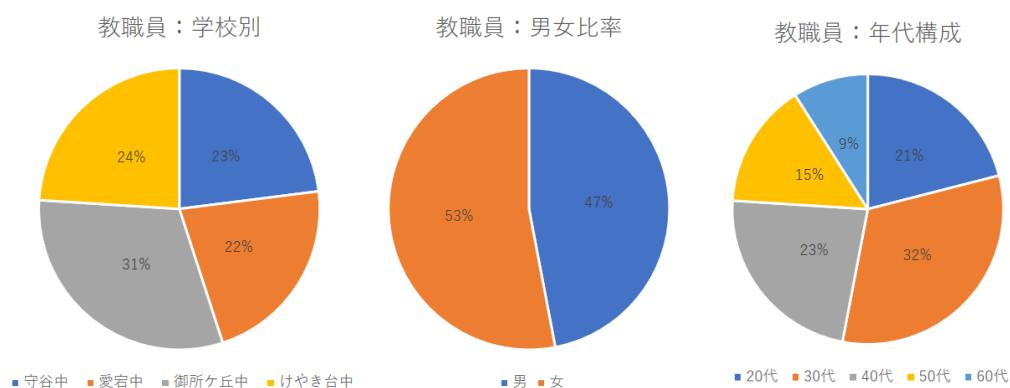


（2）学校部活動における具体的な課題

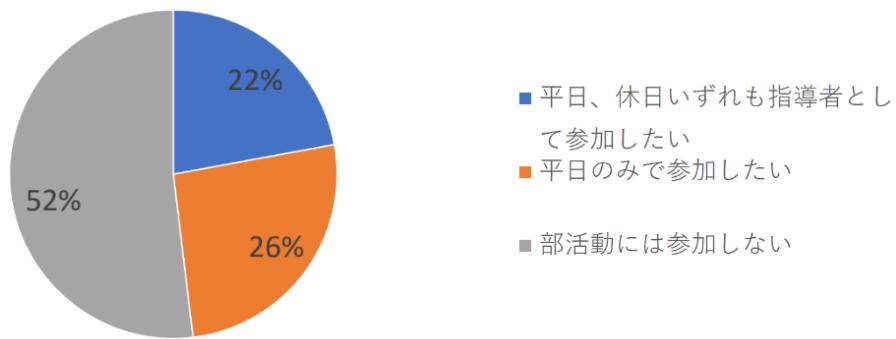
本市の中学校の部活動は、これまで教職員の献身的な努力で成り立っていました。しかし、教職員へのアンケート調査によると、地域移行後も引き続き指導者として活動したいという教職員は少数です。また、「地域移行によって長時間労働が減る」と多くの教職員が期待していることもわかりました。

図表3 部活動地域移行に伴う学校部活動に関する教職員アンケート（抜粋） 2022.6 実施

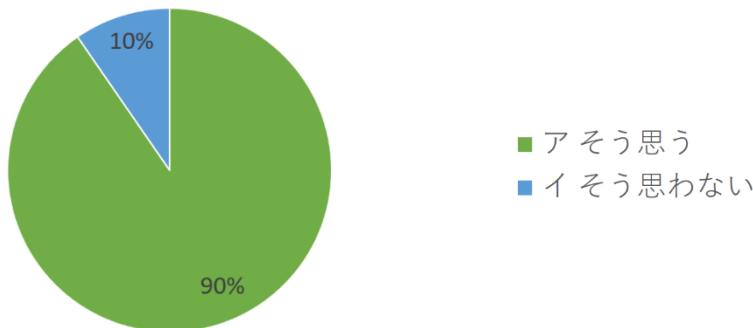
● 調査対象



● 地域移行に伴う部活動への参加希望



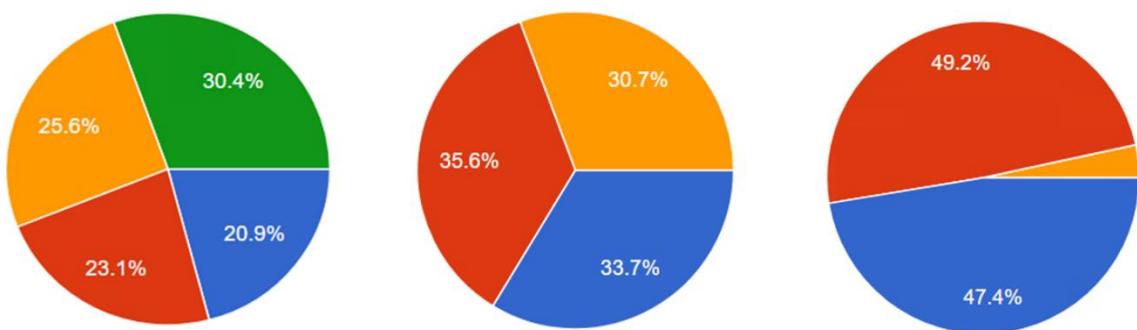
● 地域移行は長時間労働の軽減につながるか



また、子どもたちが部活動に求めるものは、体力づくりや技術向上、仲間づくりなど多岐にわたります。さらに、地域指導者に対する期待も、「技術を向上させたい」という声もあれば、「楽しく活動したい」といった声も聞かれるなど一様ではありません。こうした多様なニーズに、現状の部活動だけでは応えきれていないという課題があります。

図表4 生徒の地域移行に対するニーズ調査(抜粋) 2022.6 実施

● 対象者

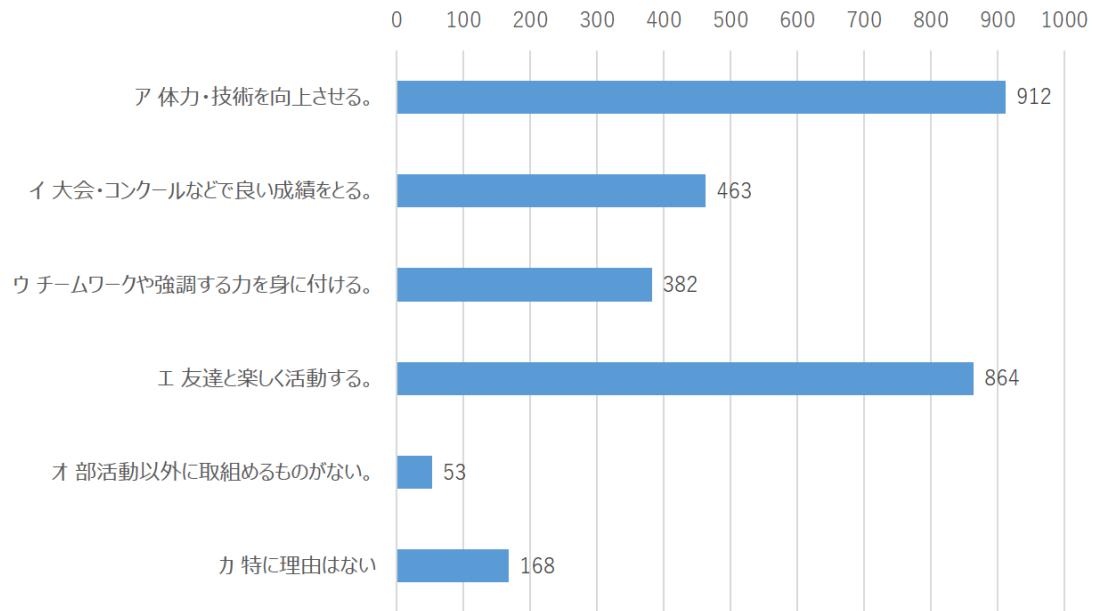


学校	人数
守谷中学校	359人
けやき台中学校	396人
愛宕中学校	440人
御所ヶ丘中学校	523人

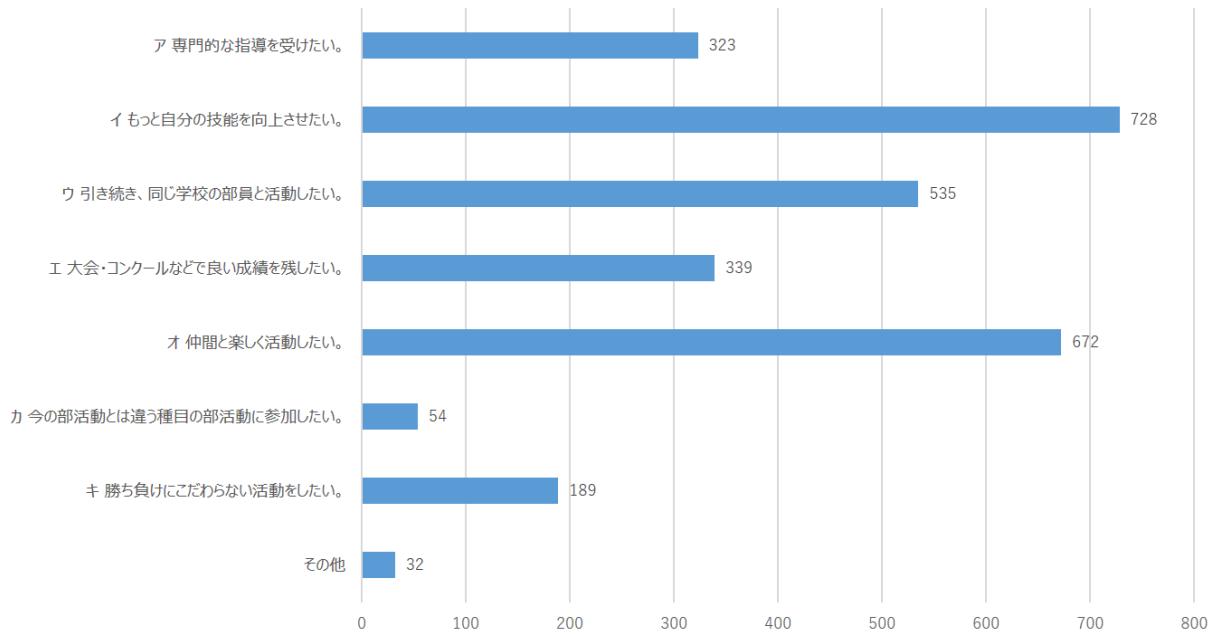
学年	割合
1年生	35.6%
2年生	33.7%
3年生	30.7%

性別	割合
1. 女性	47.4%
2. 男性	49.2%
3. 答えたくない	3.4%

● 学校部活動に所属する目的は何か(2つ以内選択)



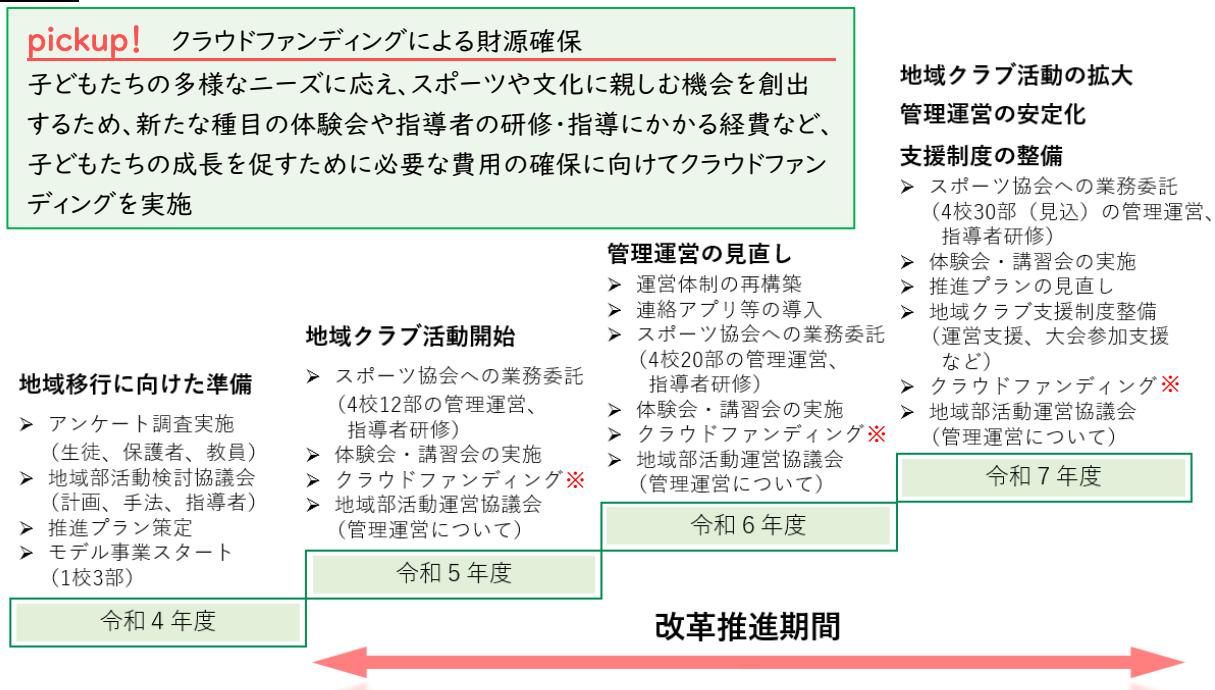
● 学校部活動が地域クラブ(先生以外の指導者が指導するクラブ)の運営になった場合、どんな活動を期待するか(2つ以内選択)



(3) 改革推進期間(令和5年度～令和7年度)における取組

改革推進期間においては、令和5年3月に策定した「守谷市部活動地域移行推進プラン(令和5年度～令和7年度)」に基づき、地域移行の準備から、地域クラブ活動の開始と管理運営体制の見直し、活動の拡大と安定化、そして地域クラブ支援制度の整備など段階的な取組を進めてきました。

図表5 守谷市における改革推進期間のプロセス



図表6 改革推進期間における休日活動の地域展開(指導者配置)状況 2025.10 現在

守谷中学校	愛宕中学校	御所ヶ丘中学校	けやき台中学校
野球部	野球部	野球部	野球部
サッカー部	サッカー部	サッカー部	サッカー部
男子バスケットボール部	女子バスケットボール部	男子バスケットボール部	男子バスケットボール部
女子バスケットボール部	男子テニス部	女子バスケットボール部	女子バスケットボール部
女子バレー部	女子テニス部	女子バレー部	女子バレー部
男子テニス部	男子ハンドボール部	男子テニス部	男子テニス部
女子テニス部	男子バドミントン部	女子テニス部	女子テニス部
剣道部	女子バドミントン部	男子ハンドボール部	男子ハンドボール部
柔道部	男子卓球部	女子ハンドボール部	女子ハンドボール部
男子卓球部	女子卓球部	男子卓球部	男子卓球部
女子卓球部	吹奏楽部	女子卓球部	女子卓球部
吹奏楽部	美術部	剣道部	剣道部
美術部		科学部	吹奏楽部
		文芸部	美術部
		吹奏楽部	
		美術部	

赤字: 令和5年度
青字: 令和6年度
緑字: 令和7年度

25/54
部活



学校(顧問)と
MSCCの指導者の
マッチング

※ 指導者の所属等

市民、市スポーツ協会会員、市内民間スポーツクラブ所属指導者、社会人チーム所属選手、教職員等

(4) 改革推進期間(令和5年度～令和7年度)における課題

改革推進期間の取組を通じて明らかになった課題は、以下の7項目です。

① 指導人材の確保と育成

教職員に代わる地域指導者の絶対数が不足していることに加え、専門性や指

導経験を持つ人材の発掘が困難です。さらに、指導者の質の向上や継続的な育成も求められます。

② 活動場所の確保と利用調整

地域クラブが活動するための体育館、グラウンドなどの施設が不足しており、特に学校施設以外の確保が難しい状況です。また、複数の団体による施設の利用調整も複雑で、円滑な運営を妨げる要因となります。

③ 活動の選択肢の明確化と移行支援

学校部活動と地域クラブ活動のどちらを選択すべきか、子どもたちや保護者が混乱する可能性があります。両者の役割分担や連携のあり方を明確にし、子どもたちが安心して活動できるような情報提供や支援体制の構築が必要です。

④ 教育的指導・配慮の担い手不足と学校との連携

地域指導者は専門的な技術指導は可能でも、教職員が担ってきた生徒指導、安全管理、発達段階に応じた教育的配慮などの対応が難しい場合があります。地域人材のみでは限界があるため、学校と密接な連携・協力体制なくしては、子どもたちの健全な育成が困難になる恐れがあります。

⑤ 地域クラブ運営を支える人材の確保

指導者以外にも、会計管理、広報、連絡調整、施設の予約、送迎協力など、地域クラブを円滑に運営するための事務的・補助的な役割を担う人材が不足しています。これらの運営人材が確保できなければ、指導者が指導以外の業務に追われ、活動の持続性が損なわれる可能性があります。

⑥ 活動費の確保と保護者負担の増大

地域クラブ活動への移行に伴い、学校部活動では無償だった活動が有料化されるケースが多くなります。指導者への報酬、施設使用料、保険料、遠征費など、運営に必要な費用をどのように確保するか、そして保護者の経済的負担が過度にならないためにどうするかが大きな課題です。公的支援の限界と、持続可能な財源確保の仕組みづくりが求められます。

⑦ 関係者間の情報共有と合意形成

部活動の地域展開は、学校、教育委員会、地域住民、地域団体、保護者など、子どもたちを取り巻く関係者が関わる大規模な改革です。各関係者間での情報共有が不十分であったり、改革の目的や方向性に対する理解度や意識に差があったりすると、円滑な合意形成が進まず、改革が停滞する原因となります。

2. プランの基本理念と方針

これまでの取組を踏まえ、令和8年度以降の基本理念と方針を次のとおりとします。

(1) 基本理念

『地域全体で育む、子どもたちの多様な活動と豊かな未来』

地域社会が一体となって、多様な活動を通じて子どもたちの個性と才能を育み、健やかな成長を支えることで、未来へつながる地域づくりに貢献します。

(2) 基本方針

① 休日活動の地域展開～原則、地域クラブへの展開を目指す～

学校から地域への段階的展開を継続し、原則として休日活動は地域クラブが担うことをを目指します。地域の実情に応じた多様な連携形態も視野に入れ、子どもたちの活動機会を確保します。

② 平日活動の段階的な地域展開～モデル事例の蓄積と検証～

まずはモデル事例を蓄積し、課題を検証しながら段階的に平日活動の地域展開を検討します。

地域クラブ活動を定着させ、平日活動を含めて学校部活動の役割を地域連携型へと転換します。

③ 多様な地域クラブの育成と活動支援～地域で支え、新たな価値を創出～

地域全体で子どもたちの活動を支え、より豊かで幅広い活動を可能にするため、MSCC や既存の民間スポーツチーム、文化サークル等を含む多様な地域クラブの活動を推進します。国が示した要件を満たしたものを「認定地域クラブ」として支援し、活動環境を確保します。(※詳細要件は図表9スポーツ庁資料参照)

④ 誰もが参加しやすい活動環境の整備～多種多様な体験と参加保障～

子どもたちの多様なニーズに応じた多種多様な体験機会を保障し、個性や得意分野を尊重します。活動に必要な保険料や会費については、段階的に受益者負担を導入しつつ、生活困窮世帯には支援を行い、経済的理由で活動を諦めることがないよう、誰もが安心して活動に参加できる環境を整備します。

⑤ 地域・学校・行政が連携する推進体制の確立～地域全体で広げ、支える～

運営主体である市スポーツ協会を中心に、教育委員会、学校、地域クラブ、保護者、そして地域住民が一体となって、学校部活動の地域展開を推進します。ICT を活用した指導者人材バンクの整備を通じて、専門性の高い多様な活動環境を実現します。

3. 推進体制と役割分担

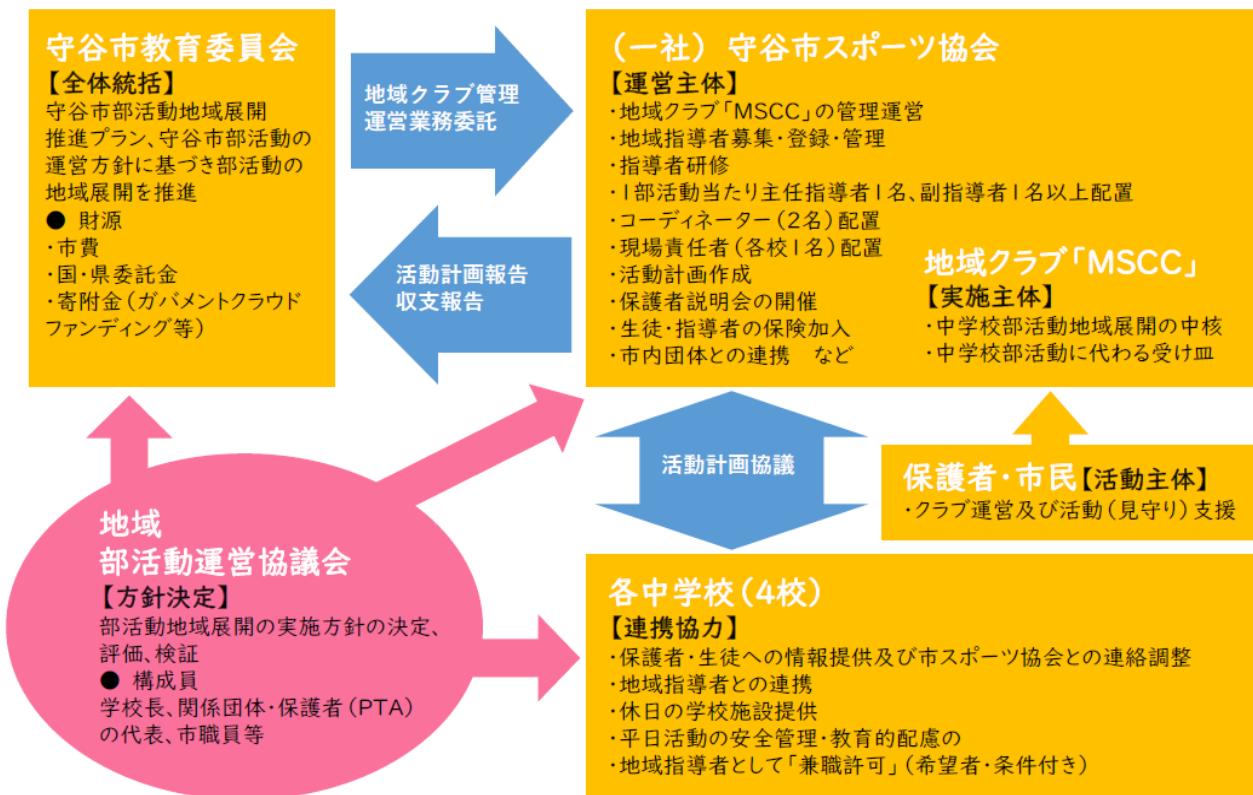
本プランの円滑な推進のため、各関係機関の役割を明確化します。

推進体制と役割分担

役割	主体	内容
全体統括	教育委員会	<p>基本方針の策定、全体計画の推進責任、学校との調整、国や県との連携を担います。</p> <p>さらに、事業運営に必要な財源確保も重要な役割とし、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税などを活用した資金調達に取り組みます。</p>
運営主体	市スポーツ協会	<p>教育委員会から委託を受け、運営管理の実務を担います。</p> <p>参加者の募集、認定地域クラブ制度の事務、指導者の育成、指導者登録制度の運用、保険や安全管理、現場調整などを行います。</p>
実施主体	地域クラブ・チーム等 (MSCC を含む)	<p>地域で活動している民間スポーツチームや文化サークル等が学校部活動に代わる受け皿(地域クラブ・チーム等)となります。その中で MSCC は、教育委員会主導で設立した恒常的な地域クラブであり、スポーツ協会の管理下で運営されています。</p> <p>MSCC は学校部活動を母体とし、認定地域クラブ制度に基づき支援を受けながら、子どもたちの安定的な活動環境を提供し、地域展開の中核を担います。</p>
方針決定	地域部活動運営協議会	<p>教育委員会、市スポーツ協会、学校、地域クラブ関係者、保護者代表などで構成し、部活動の地域展開の実施方針の決定、評価、検証を行うほか、定期的に進捗を確認して課題を共有し、解決策を協議します。</p>
連携協力	学校(教職員)	<p>当面は「平日活動の場」の見守り役として重要な役割を果たします。(= 学校部活動等)</p> <p>教職員は、「指導者」ではなく、地域展開を支える「安全管理・教育的配慮を行う立場」として必要な助言・情報共有を行うなど教育的役割を担います。</p> <p>校長は地域クラブに直接的な運営責任を負わず、教育的安全確保、保護者・子どもたちへの情報提供や学校施設の提供を通じて支援・協力</p>

		します。
活動主体	保護者・市民	活動参加を支えるとともに、ルールを遵守し、地域クラブの運営や見守りに参画し、地域全体で子どもを育む体制を形成します。

図表7 部活動地域展開推進体制図



4. 地域展開ロードマップ（改革実行期間：令和8年度～令和13年度）

本市では、令和13年度までに休日活動において多様な形での地域展開を推進し、子どもたちが地域で活動する環境を確立することを目指します。以下に、4つの段階に分けて取組内容と地域における活動機会の広がりを示す目安（地域活動割合目標）を示します。



（1）令和8年度（基盤構築と地域クラブ試行）

地域クラブ活動のモデル試行を進め、各種制度設計を完了させるとともに、学校部活動における教職員の負担軽減に向けた移行準備を開始します。

◆ 地域活動割合目標：50%（休日活動における地域指導者の配置割合）

◆ 内容

- ・ 地域クラブ活動のモデルケースを試行します。休日活動に加え、一部では平日活動の地域連携・展開のモデルケースも試行し、子ども・保護者・学校・地域団体が参加する多様な関わり方を検証します。（受益者負担（月

額 3,000 円程度)を導入します。)

- ・ モデルケースの試行に合わせて、認定地域クラブの制度設計を完了します。登録要件(安全性・持続性・人材配置・財政基盤等)を明確化し、制度に沿った支援を開始します。
- ・ 指導者バンクの整備を開始し、ICT を活用した登録・マッチング機能を導入します。
- ・ 学校部活動は存続しますが、教職員の負担軽減のため、休日活動は地域指導者に委ね、段階的な地域クラブ活動への役割移行に向けた準備を進めます。



(2) 令和9~10年度(本格展開と地域クラブへの役割移行)

認定地域クラブ制度を本格運用し、地域クラブ活動を拡大します。学校部活動は段階的に役割を縮小し、地域クラブへの移行を推進します。

◆ **地域活動割合目標** : 60%(令和9年度末) → 70%(令和10年度末)

◆ 内容

- ・ 認定地域クラブ制度を正式に施行し、申請受付と認定を開始します。
- ・ MSCC を含む認定地域クラブの運営を支援します。
- ・ 地域で活動しているスポーツサークルや文化サークルなどに、子どもたちの参加の場として協力を依頼し、子どもたちや保護者に紹介することで、各自が自分に合った様々な活動に取り組めるようにします。
- ・ 学校部活動は段階的に活動を縮小し、特に休日活動は原則として地域クラブを活動の主軸と位置づけ、移行を推進します。学校は、地域クラブとの連携強化に注力し、子どもたちの円滑な移行を支援します。



(3) 令和11~12年度(展開加速と地域クラブの役割確立)

認定地域クラブの数を大幅に拡大し、学校部活動の休日活動を地域クラブへ移行し、役割を確立させます。持続可能な運営体制と公平な費用負担の仕組みを整備します。

◆ **地域活動割合目標** : 80%(令和11年度末) → 90%(令和12年度末)

◆ 内容

- ・ 認定地域クラブの数を大幅に拡大し、補助金交付制度を本格運用します。指導者人件費・施設使用料・保険料等を補助対象にし、保護者負担を軽減します。
- ・ 学校部活動は平日活動に特化し、休日活動は原則として地域クラブでの活動を基本としつつ、学校部活動の役割を地域クラブに移行します。
- ・ 会費等の適正化を進め、学校部活動と地域クラブの負担額を同水準(月額 3,000 円程度)に統一します。不足分は公費負担を検討します。

- ・生活困窮世帯に向けて、会費等の助成制度を開始し、すべての子どもが活動に参加できる体制を整備します。



(4) 令和13年度(最終段階・安定的な地域展開の定着)

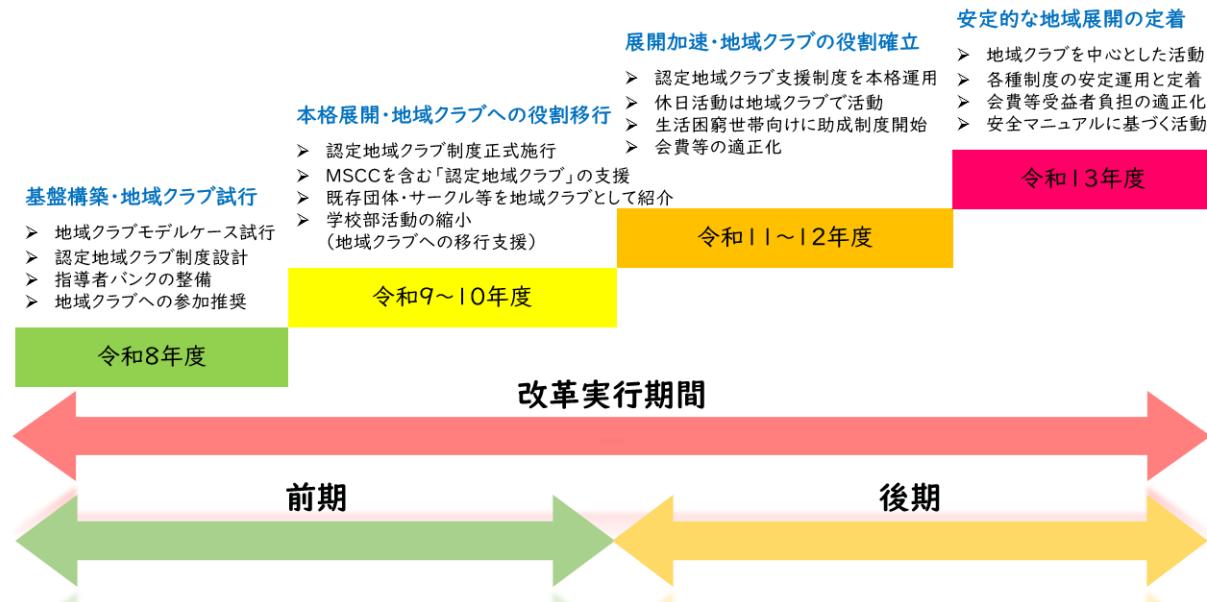
地域クラブ活動を全面的に定着させ、学校部活動の役割を地域連携型へと転換します。持続可能な活動環境を確立し、制度運用を安定させます。

◆ 地域活動割合目標：95%以上(休日における地域クラブ活動が定着)

◆ 内容

- ・学校部活動は、地域クラブとの連携を前提とした新たな教育活動へと再編され、地域クラブが子どもたちの主たる活動の場となる環境を確立します。
- ・学校(教職員)は、地域クラブとの連携や子どもたちの活動支援、学校施設開放など、教育的役割を継続します。
- ・認定地域クラブ制度を安定運用し、各種支援制度を定着させます。
- ・会費等の受益者負担は適正化が完了し、わかりやすい仕組みとして周知徹底します。
- ・熱中症対策、救急対応、感染症予防、事故発生時の連絡体制などを網羅した安全マニュアルに基づく活動運営を全クラブで共有・実行します。

図表8 地域展開ロードマップのイメージ(改革実行期間:令和8年度～令和13年度)



pickup! 改革実行期間中に継続実施する主な事項

- ① 教職員の負担軽減の推進 = 本来業務である授業や生徒指導に注力できる環境を整備
- ② 生徒の多様な活動機会の確保 = 学校部活動と地域クラブ活動が連携・協働し、多様な選択肢を提供
- ③ 地域連携・地域移行の段階的な推進 = 学校と地域が協力し、段階的に移行を進める方針を継続
- ④ 安全・安心な活動環境の確保 = 事故防止やハラスメント対策など、安全管理対策の徹底を継続
- ⑤ 財源確保と安定的な運営体制の構築 = 公費や会費、クラウドファンディングなど多様な財源を確保
- ⑥ 地域指導者の確保・育成と資質向上 = 地域指導者の確保と指導力向上に向けた研修機会の提供
- ⑦ 制度の検証と改善 = 進捗状況や成果、課題を検証し、制度や運用方法について見直しや改善を継続

5. 地域展開ロードマップ推進に向けた具体的な対応策

本市における部活動の地域展開を円滑に進めるためには、制度設計のみならず、人的・物的・財政的基盤の確立が不可欠です。

以下に、具体的な対応策を整理します。

(1) 多様な人材の確保

地域クラブの持続的な活動のためには、多様な人材を継続的に確保することが重要です。市民ボランティアや大学生、社会人チーム、民間スポーツクラブの指導者を取り込み、幅広い世代・専門性を結集します。特に教職員については、教育的知見を地域に還元する観点から、条件付きで兼職を認めます。

※ 教職員が地域クラブの「主たる指導者」として兼職許可を得る場合は、原則、「本市に居住していること」、または「市外への異動後も本市の指導者登録を継続すること」を条件に承認します。これにより、教職員が地域活動に継続的に貢献することで、安定した指導者の確保につながります。

(2) 指導者バンクの充実

ICTを活用し、指導者の登録・検索・マッチングが可能な「指導者バンク」を開設します。指導者の専門性、資格、希望活動地域などをデータベース化し、クラブのニーズと効率的に結びつける仕組みを整備します。これにより、地域における指導者不足に迅速に対応し、多様な活動機会を保障します。

(3) 指導者の質の向上

地域クラブの安全性と専門性を担保するため、指導者が共通して修得すべき「安全管理」「育成理念」「専門的技術」などを体系化し、登録指導者に継続的な研修を提供します。これにより、質の高い指導を確保し、子どもたちのより豊かで多様な活動を支えます。

(4) 多様な地域クラブ・活動団体の募集と連携

既存の地域団体やスポーツサークル、NPO 法人などに対し、地域における子どもたちの多様な活動の場となるよう積極的に呼びかけます。これにより、地域資源を最大限活用し、地域に根差した地域クラブづくりを進めるとともに、新たな価値の創出を目指します。

(5) 認定地域クラブの認定制度創設

一定の要件（安全性、持続性、会計の透明性、人材配置など）を満たした団体を「認定地域クラブ」とし、運営に対する補助金の交付や施設優先使用の対象とします。これにより、質の高い地域クラブを形成し、市全体として持続可能な地域展開の

仕組みを整えます。また、補助金はクラブ運営の安定化に直結し、認定制度の実効性を高めることで、地域での活動機会の拡大を促進します。

なお、MSCCについては、認定地域クラブとして扱い、先行モデルと位置づけます。

図表9 認定地域クラブのイメージ（2025.7 スポーツ庁）

地域クラブ活動に関する認定制度の概要（たたき台）

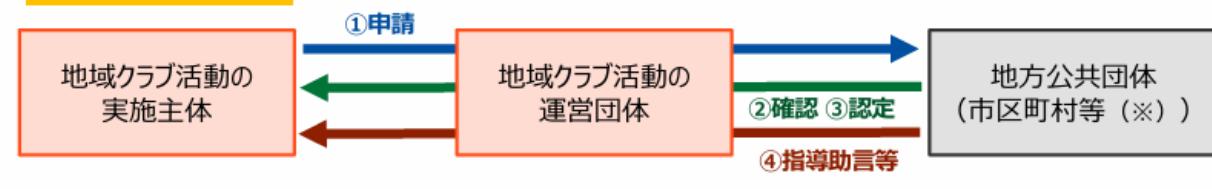
制度構築に当たっての基本方針

- ①学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動に関する要件等として、ふさわしい内容とする。
(営利等を目的とする民間クラブの活動との区別や質の担保、生徒の多様なニーズへの対応、公的支援の対象とするなどの観点を十分に考慮)
- ②地域クラブ活動の多様な実態を踏まえる（高い基準となり過ぎない、個別具体的な内容となり過ぎない）。
- ③地方公共団体における認定事務等の円滑な実施にも配慮する。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

認定方法・手続



- ①地域クラブ活動の実施主体からの申請（運営団体を経由）
- ②地方公共団体による確認（必要に応じて現地調査等を実施）
- ③地方公共団体による認定
- ④地方公共団体による認定後の指導助言等（必要に応じて認定取消し）

(※) 基本的に市区町村が認定等を実施。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施

(※) 国が示した要件に則って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

認定要件の骨子

事項	要件・確認事項のポイント
活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障・競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内・週2日（休日だけ活動する場合は週1日）の休養日を設定
会費	<ul style="list-style-type: none">・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定（国が示す目安を踏まえる）
指導体制	<ul style="list-style-type: none">・暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底・地方公共団体が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
安全確保	<ul style="list-style-type: none">・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施・施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
運営体制	<ul style="list-style-type: none">・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示・営利を主たる目的とせずに運営・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
学校等との連携	<ul style="list-style-type: none">・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての適切な連絡調整

(※1) 円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設けることを検討

(※2) 別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市区町村等による情報提供の促進
- ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
- ③希望する教職員の兼職兼業の対象
- ④大会・コンクールへの円滑な参加など

(6) 認定地域クラブへの大会参加に対する補助金交付

認定地域クラブに対しては、運営に対する補助金に加え、全国大会等参加費に対する補助金を交付します。これにより、学校部活動と同水準での家庭の経済的負担軽減を図ります。

(7) 受益者負担の適正化

公平性を確保するため、学校部活動と認定地域クラブの会費等（会費・保険料・登録料等）を同額負担とします。目安は月額 3,000 円程度とし、不足分は公費で補います。これにより、学校か地域かによって費用負担が不公平になることを防ぎ、円滑な地域での活動への展開を促進します。

(8) 生活困窮世帯への支援

すべての子どもが活動に参加できるよう、生活困窮世帯を対象に会費等の自己負担を軽減する助成制度を設けます。支援は、助成金給付をはじめ複数の形で検討し、経済状況によって活動機会が制限されない体制を構築します。

(9) 学校施設等公共施設の活用

体育館、グラウンド、武道場などの学校施設や公共施設を、地域クラブが計画的に使用できるよう整備します。使用ルールや安全管理責任の所在を明確化し、地域の安心と安全を確保したうえで、地域全体で子どもたちの活動を支えるための施設使用を最大限推進します。

※ 学校体育施設開放事業における使用優先枠を設定します。

(10) 民間資金を活用した財源確保

公費負担の増大を抑えるため、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税を積極的に導入します。これにより、指導者謝金や活動運営費、認定地域クラブへの補助金など、多角的な支援財源を創出します。子どもたちが安心して活動できる環境を整えるとともに、スポーツ・文化活動に触れる機会を豊かにします。

6. 評価指標とPDCAサイクル

本プランの進捗を客観的に把握し、必要に応じて施策を修正するため、以下の評価指標（KPI）を設定します。各年度末に検証を行い、PDCAサイクルを継続的に回していきます。

(1) 休日活動における地域指導者の配置割合(= 休日活動の移行割合)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
44%	50%	60%	70%	80%	90%	95%以上

(2) 認定地域クラブ数の推移

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
0クラブ	5クラブ	10クラブ	15クラブ	20クラブ	25クラブ	30クラブ

(3) 指導者バンク登録者数

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
70人	75人	80人	85人	90人	95人	100人

(4) 子ども・保護者アンケートによる満足度

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
-	各年度で「満足」「やや満足」の合計を常に80%以上維持					

(5) 教職員の勤務時間縮減効果(平均月あたり・現状(令和7年度)と比較)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
-	5時間減	7時間減	10時間減	12時間減	14時間減	15時間減

おわりに

本プランは、令和13年度までに休日の部活動を地域クラブ活動として定着させ、子どもたちが安心して多様な活動に取り組める環境を整えることを目指しています。

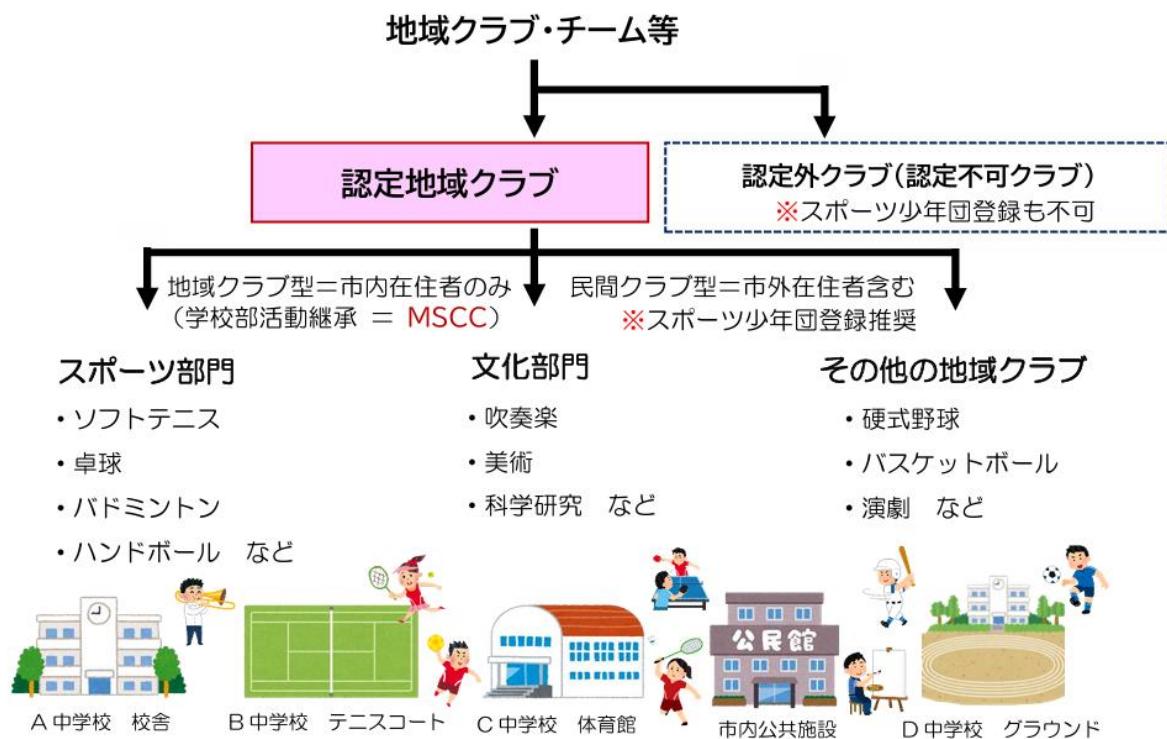
その実現には、教育委員会や学校だけでなく、地域の団体、市スポーツ協会、保護者、そして市民一人ひとりの理解と協力が欠かせません。

学校と地域が連携し、一体となって子どもたちの活動を「支え」「広げる」ことで、より豊かで幅広い活動の場を創出します。

地域クラブの育成は、単に学校部活動を継承させる取組にとどまらず、地域の新しい学びと交流の場を創り出し、発展させるものです。地域の人々が互いに関わり合い、支え合う循環を生み出し、地域の活力や魅力の向上にもつながります。子どもたちをまんなかにした活動が、地域の誇りや絆を育み、まちの元気を生み出す原動力となることを期待しています。

今後も進捗状況を検証し、必要な見直しを行いながら、持続可能な地域クラブ活動の実現に努めてまいります。

図表10 学校部活動に代わる(継承・発展)活動のイメージ(※=スポーツの場合)



(1) 地域クラブ・チーム等：認定地域クラブ、民間地域チーム、文化サークルその他、市内在住の生徒が継続的に参加する団体(活動場所を問わない)をいう。

(2) 認定地域クラブ：教育委員会が学校部活動の継承を目的に立ち上げた地域クラブ 公費支援あり

① 地域クラブ型：市内在住・在学者のみで構成されるクラブ(MSCC 含む)

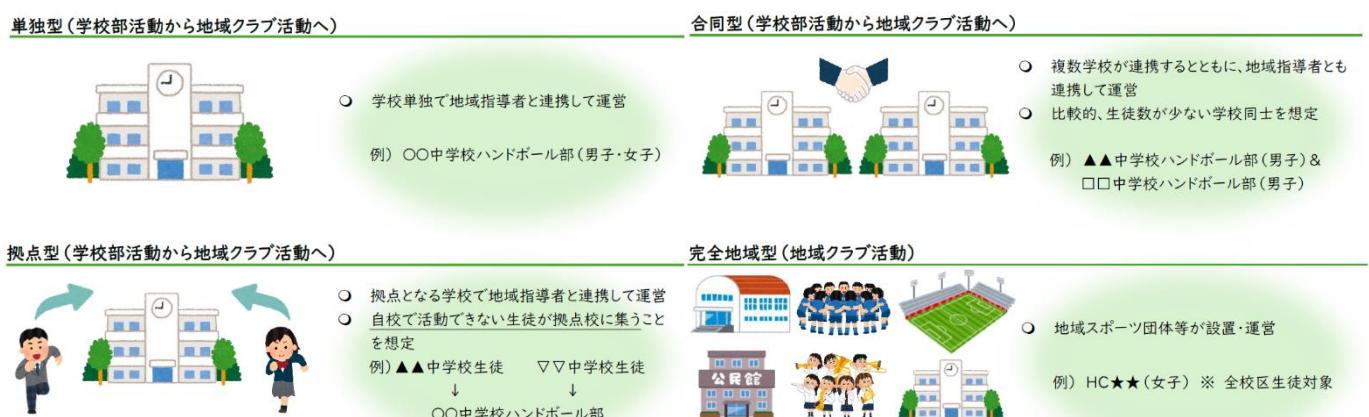
② 民間クラブ型：市外在住者を含む(7割以上が市内在住者)クラブ

※ スポーツ少年団登録を推奨する。

(3) 認定外クラブ：認定要件を満たさなかったクラブ(認定未申請クラブを含む) 公費支援なし

※ 公共性・安全性の確認を経ていないため、スポーツ少年団登録も対象外

図表11 中学校部活動地域展開のパターン



放課後の学校施設の有効活用に向けた方針（タイムシェア型の推進）について（協議）

子どもの放課後の安心・安全な居場所を確保するため、学校施設の有効活用を図ることが求められている。その取組の一つとして「タイムシェア型児童クラブ」を推進するにあたり、基本的な方針を定める。

1 現状

共働き家庭の増加に伴い、児童クラブの利用ニーズが年々高まっており、既存の専用室だけでは今後の受入れが不足することが懸念される。

このような状況の中、今年度、市議会重点事業評価の対象となった「児童クラブ運営事業」について、市議会から提言があった。

提言では、待機児童の発生への懸念や黒内小学校の保育環境の改善、さらには専用棟の老朽化に伴う修繕・増築ではなく、学校施設を優先的に活用することで予算抑制を図ることを求める内容が示された。

2 課題

（1）施設環境の整備

学校施設を児童クラブとして活用するにあたり、安全管理、衛生環境、備品の共有などの運用ルールを整理する必要がある。

（2）運営体制の調整

学校関係者と児童クラブ運営事業者が同一施設を利用することから、利用時間や責任の所在を明確にする必要がある。

（3）財政面の整理

専用棟の修繕・新築に比べ、学校施設を活用することで経費抑制が期待される一方、備品整備や機械警備の分離など新たな費用負担の整理が必要である。

3 方向性

学校施設を放課後等の時間帯に有効活用し、児童クラブをはじめとする放課後の居場所づくりを推進する。

その際、学校と運営事業者、教育委員会が連携し、利用時間や管理責任を明確にした運営体制を整備する。

また、既存施設の有効活用により、新規整備や大規模改修に係る経費を抑制し、持続可能な運営を図る。

4 今後の計画

専用室が不足している学校から順次、学校施設を活用したタイムシェア型の運営を導入する。

当面は、利用児童数の増加により部屋の確保が課題となっている学校を中心に、学校と調整を進め、放課後の利用区分や管理方法を整理する。

あわせて、実施校で得られた課題や運営上の工夫を共有し、他校への展開に向けた共通ルールを整備する。こうした取組を通じて、学校施設の有効活用と児童クラブの受入体制の充実を図る。

(1) タイムシェアの実施例（機械警備分離済又は予定）

対象校	内 容	開始年度
大井沢小学校	イングリッシュルーム	令和2年度
黒内小学校	特別教室棟（図工室・理科室）	令和7年度
松ヶ丘小学校	図書室	令和8年度（予定）

(2) 校舎内専用室設置（機械警備分離予定）

対象校	内 容	開始年度
高野小学校	C棟1階1室（地域交流ルーム）	令和8年度（予定）
郷州小学校	普通教室棟1階3室 ※ 令和8年度から1室増	平成8年度
松前台小学校	改修工事実施時にスペース確保	令和10年度（予定）

(3) 教職員退勤時間まで借用（今後、機械警備分離検討）

対象校	内 容	開始年度
大野小学校	図工室	令和2年度
守谷小学校	家庭科室 ※ 今後、他の教室を検討	平成7年度
御所ヶ丘小学校	多目的室	平成7年度

放課後の学校施設の有効活用に向けた方針（タイムシェア型の推進）

守谷市教育委員会

1 背景・目的

本市は、児童の健全育成と家庭・地域の子育て支援を目的とし放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を進めている。これらは、児童が安心・安全に過ごせる居場所を確保し、保護者の就労等の支援を担っている。

今後も利用児童数の増加や多様なニーズへの対応が求められるが、一方で、既存の専用棟は老朽化が進み、施設の改修や増築等が必要な状況にあるが、厳しい財政状況の中、新たな専用施設の整備や既存施設の大規模改修は困難であり、安定的かつ長期的な事業実施が喫緊の課題である。

このような状況を踏まえ、限られた財源の中で持続可能な運営を図るため、児童クラブ運営事業においては、学校施設を放課後等に有効活用する「タイムシェア型」の利活用を推進する。

これにより、効率的かつ安全な放課後の居場所づくりを図るとともに、学校教育との調和を保ちながら当該事業の円滑な推進に向けた基本的な方針を定める。

2 基本方針

- (1) 既存の学校施設を、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の活動場所として利活用する。
- (2) 放課後の施設利活用は在校時と時間帯を分けた「タイムシェア型」とし、学校教育活動に支障を与えないことを原則とする。
- (3) 教職員の負担が増加しないよう、放課後児童クラブ・放課後子ども教室運営業務受託者（以下「運営業務受託者」という。）の役割を明確化し、必要な協定書等を整備する。
- (4) 教育委員会、学校及び運営業務受託者が協力し、円滑な運営を行う。
- (5) 学校施設の安全確保と防犯対策として、学校警備との分離を前提とした「機械警備の分離工事」を実施する。
- (6) 学校施設の衛生管理に十分配慮する。
- (7) 国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、地域と連携した子育て支援体制の一環と位置付ける。

3 学校施設の利用に関する対応方策

(1) 利用教室

授業等に支障のない範囲で、余裕教室や特別教室等を活用する。

(2) 利用教室の決定とルール整備

学校と教育委員会で協議を行ない、使用可能な教室を特定し調整を図る。

利用に関するルール（利用可能な時間、施錠・清掃、備品管理等）については、教育委員会が中心となって整備し、運営業務受託者はこれを遵守して運営を行う。

（3）利用時間

放課後から午後7時30分まで、及び臨時休業日や長期休業期間中は午前7時から午後7時30分までを原則とする。

（4）清掃・衛生管理

利用後は教室等の清掃を実施し、学校と運営主体の役割分担を明確にする。

（5）セキュリティ対策

学校出入口との分離し、運営業務受託者の責任で適切に対応する。機械警備の分離工事（エリア分割・警備システムの固定化）を順次実施し、安全・安心な利活用環境を整える。

（6）備品管理

原則、学校備品は使用せず、運営業務受託者で準備した備品を使用する。

（7）管理運営の協議

利活用にあたっては、定期的に学校・教育委員会・運営主体が定期的に連絡調整の機会を設け、共有と改善を図る。

4 タイムシェアで提供可能な教室（例）

- （1）多目的室：児童の遊び・学習活動に幅広く対応可能。
- （2）家庭科室・図工室：体験活動や創作活動に適した空間。
- （3）普通教室（授業終了後に限る）：備品管理や清掃体制を明確化した上で使用可能。

※ 利用範囲・利用時間及び安全管理等、ならびにセキュリティ対策については、個別に学校と調整・合意の上で決定する。

5 その他

- （1）利活用にあたっては、教職員・学校関係者の理解と協力を得ながら、丁寧に調整を進める。
- （2）施設の利活用状況や課題については、定期的に検証を行い、必要に応じて運用を見直す。
- （3）本方針は、令和8年4月から適用する。

令和7年度守谷市議会事業評価に係る提言

担当分科会	決算予算特別委員会 総務教育分科会
事業名	児童クラブ運営事業（令和7年度当初予算：366,488千円）
事業概要	<p>放課後、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生を対象に児童の安心・安全な居場所を確保し、保護者の就労を支援するとともに、児童の健全育成を図る事業。</p> <p>具体的には、各小学校に設置している公設児童クラブの運営業務を民間事業者に委託し、平日の授業終了後から午後7時まで運営、土曜・長期休業期間及び学校振替休業日は午前7時30分から小学校ごとに整備した専用室において運営している。また、令和4年度からは民設クラブの補助制度をスタートしている。</p> <p>【参考】令和7年度事業費：366,488千円のうち 一般財源 210,214千円</p>
提言内容	<p>現状の児童クラブ利用状況、他市事例を踏まえて、今後の児童クラブ運営に関して、以下三点を提言する。</p> <p>(1) 児童数が増加傾向で、学校敷地内に児童クラブ専用棟を建設する余地のない黒内小学校については、学校施設（普通教室・特別教室を含む）を学校時間外に機能転換し、児童クラブとして活用することを望む。なお、現在、学校敷地から離れた場所（守谷中学校内及び中央公民館脇）に設置している児童クラブは可能な限り学校敷地内に移転する方向で学校・運営事業者と調整していただきたい。また、機能転換に当たって係る予算（備品費、セキュリティ対策費、人件費等）が運営事業者の負担にならないように配慮いただきたい。</p> <p>(2) 黒内小学校以外の8小学校においても、今後児童クラブ専用棟のみでは待機児童が生じる可能性が懸念されるため、老朽化した専用棟の改修や増築ではなく、まずは、学校施設の利活</p>

	<p>用を優先的に検討することで、長期的な視点で予算縮減に取り組んでいただきたい。</p> <p>(3) また、(1) (2) を推進するために、セキュリティ対策（施錠等）や全校共通の運用面のルールを整理することで、効率的な運営を望む。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当課	
提言への 対応	

対応への 分科会所感	
---------------	--

不登校対策の推進について(協議)

本市では、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を進めてきたが、全国的に不登校が増加しており、支援体制の見直しが必要である。教育委員会のみならず、市役所各部署や関係機関が一体となり、未然防止・早期対応・長期化支援の各段階で切れ目のない支援を構築し、「不登校を生まない学校づくり」と「多様な学びの保障」の両立を図る。

1 これまでの経緯

本市はこれまで、不登校児童生徒への支援として、学校内外での居場所づくり（守谷市総合教育支援センター、校内フリースペース）や専門家による相談体制の構築を推進してきた。具体的な取組の経緯は以下のとおりである。

年度	主な取組
平成28年度	守谷市総合教育支援センター・適応指導教室「はばたき」開設
平成30年度	相談員による家庭訪問(アウトリーチ型支援)開始
令和3年度	市費スクールソーシャルワーカー(SSW)1名配置
令和4年度	校内フリースペース設置(中学校4校)、支援員4名(各校1名)配置
令和5年度	校内フリースペース設置(小学校4校)、支援員4名(各校1名)配置
令和6年度	市費スクールソーシャルワーカー(SSW)4名(各中学校区1名)配置
令和7年度	校内フリースペース設置(市内全小中学校)、支援員13名(各校1名)配置

「未来の教育もりやビジョン『いじめ・不登校ゼロパック』」に基づき、学校・家庭・地域がつながる居場所づくりを推進。国通知「COCOLO プラン」とも整合を図り、誰一人取り残さない学びを保障する。

2 これまでの成果と課題

【成果】

(1)不登校児童生徒数

本市の不登校児童生徒数は全国、県と同様に増加傾向にあり、特に、小学校段階での増加が顕著である。中学校の不登校生徒数は微減傾向にある。

不登校児童生徒の出現率(30日以上欠席(病気や経済的な理由を除く)した児童生徒数、単位:%、100人当たり)

区分		R1	R2	R3	R4	R5	R6	茨城県	全国
小学校	出現率	0.89	0.92	1.2	2.54	1.8	2.35	2.15	2.30
	人 数	38	39	51	108	75	92	2,904	137,704
中学校	出現率	3.96	4.77	6.41	6.54	6.97	6.81	6.82	6.79
	人 数	74	89	123	125	135	130	5,031	216,266
全体	出現率	1.83	2.1	2.81	3.78	3.44	3.76	7,935	3.86
	人 数	112	128	174	233	210	227	3.81	353,970

(2)校内フリースペース

校内フリースペース利用者は増加している。教室に入りづらい児童生徒の心の安定と学習意欲を支援している。

○校内フリースペース利用者数(単位:人)

区分	R4	R5	R6
小学校		32	52
中学校	78	94	72
相談合計	78	126	124

(3)守谷市総合教育支援センター等との外部機関連携による相談件数の増加

支援センター相談員およびSSWによる面談や訪問の件数が増加。相談内容は複雑化・多様化し、対応時間も長期化している。

○総合教育支援センターの相談件数(延べ)・心理検査実施件数 (単位:件)

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
電話	92	138	197	286	355	224
来所	339	242	204	399	295	321
訪問	402	480	776	971	934	742
相談合計	833	860	1,177	1,656	1,584	1307
*家庭訪問	108	48	31	20	0	9

*家庭訪問（アウトリーチ）=待つ相談ではなく、相談員自らが家庭に出向く活動。

○スクールソーシャルワーカー相談件数 (単位:件)

区分	R3	R4	R5	R6
小学校	49	145	44	631
中学校	46	57	45	481
相談合計	95	202	89	1112

【課題】守谷市内4中学校の状況

【守谷市内4中学校】 令和7年9月30日時点		合計(人)		割合(%)		1クラス(40人)当たりの人数(人)	
段階	守谷市内4中学校全生徒数(在籍数)	1894		100		40人×47クラス	
1 ほぼ登校できている (心理的不安、登校しづら)	42	42		2.2		0.9	
2 遅刻・欠席がしばしばある (週1日~2日の欠席)	50	134		2.6	7.1	1.04	2.8
3 遅刻・欠席が増えている (週3日(半分)以上の欠席)	84			4.4		1.76	
4 校内フリースペースへの通室ができている	21 (46)	29		1.1 (2.4)	1.5	0.4 (0.9)	0.6
5 放課後登校等ができている	8	(54)		0.4	(2.9)	0.2	
6 学校以外の施設(はばたき・フリースクール等)への定期的な登校ができている	19	19	108 (133)		1	5.7 (7.0)	0.4
7 学校以外の施設(はばたき・フリースクール等)への定期的な登校ができないないが、外出することができる。	39	39			2.1		0.84
8 外出は難しいが、家と家族と間わり、家庭内で落ち着いた生活を送っている。	21	21			1.1		0.04
9 部屋に閉じこもり、家族ともほとんど顔を合わせない。ほとんど自室から出ることができない。生活リズムの乱れが大きい。	0	0			0		0
総計(人)	284(309)					4.28	
割合(%)	15.0(16.3)					10.1	

市内4中学校では、登校しても教室に入れない生徒など多様な状況がみられる。1クラス(40人)あたり、週1~3日以上欠席する生徒が約3名、教室で学ぶことが難しい生徒も約3名おり、多様な個性や特性に応じた学びの保障と意欲を引き出す教育の実現が課題となっている。

- (1)不登校数の増加とニーズの多様化: 心理的要因、家庭環境、学力格差など多様化。人的・物的支援体制の充実が急務。
- (2)校内支援体制の限界: 支援員1名では個別対応が困難。増員・研修が必要。
- (3)学習支援・新たな学びの場の不足: 不登校児童生徒への学習保障が十分でなく、オンライン・フリースクール等の連携が必要。
- (4)教職員の専門性向上: 学級経営力、心のケア、インクルーシブ教育の観点から研修充実を図る。

3 今後の展望及び計画

本市は、これまでの取組を土台に、教育委員会と関係部署が連携した総合的な不登校対策を推進する。児童生徒一人ひとりの個性と可能性を尊重し、安心して学べる地域ぐるみの支援体制を構築することで、「不登校を生まない学校」「多様な学びを保障するまち もりや」をめざす。

- (1)市不登校対策推進委員会の発足: 関係機関連携による「不登校支援方針」「不登校支援プラン」を策定。
- (2)校内・校外の居場所機能強化とICT活用: フリースペース・支援センターを核に、AIドリル・メタバース等を活用した多様な学習機会を提供。
- (3)学びの多様化学校(不登校特例校)の設置検討: 学びを求める児童生徒の居場所として

設立推進。マイスター招聘による体制構築。

(4)多角的支援体制の確立:スクールカウンセラー、SSW、のびのび子育て課等と連携し、切れ目のない支援を実施。

中央図書館リニューアル後の開館時間及び休館日の見直しについて (協議)

令和9年1月末のリニューアルを予定している中央図書館において、持続可能な労働環境を構築し、限りある財源を有効活用する観点から、開館時間と休館日の見直しを検討する。

1 現状と背景

平成28年度から30年度の3年間、指定管理者制度を導入したことを契機に、年間開館日数はR6実績343日、総開館時間数はR6実績3,425時間と県内一位の水準を継続しています。現在は、定例休館日を月1日、1日10時間の開館時間を基本とする運営形態で、正規職員8名に加え会計年度任用職員を組み合わせて二交替のシフトを組んでいます。そのため、週休日及び勤務時間が不規則となり、特に若手職員が、長期的に働く環境としては課題が残っています。さらに、月1日の休館日と1日10時間の開館時間を賄うため、中央図書館の会計年度任用職員の任用数が多く(大規模改修工事開始以前23人)、就労時間の均一性が保てず、指導や労務管理に時間を要する状況です。加えて、休館日が月に1日しかないと、施設メンテナンスの実施調整が難しくなるという現状もあります。

これらの課題がある一方で、利用者の間には過去約10年間にわたり「ほぼいつでも開館している」という認識が定着している点にも留意が必要です。

2 課題

- 二交替の勤務体制がもたらす職員間のすれ違いが日常化しており、電子媒体での情報共有や伝達を行っているものの、対面での相談や協議が求められる場面で、即時対応・解決が難しい状況がある。
- 会計年度任用職員の労務管理に要する時間と人件費が多い。
- リニューアル後の図書館を、良好な状態で適正期間使い続けるための環境整備が整っていない。
- 利用者には長年にわたる開館実績への信頼があり、休館日の増加や開館時間の削減には慎重に対応する必要がある。

3 方向性

- 市役所職員との勤務条件の不均衡を是正し、若手職員が長く働きたいと感じられる労働環境を整備する。
- 会計年度任用職員の任用体系を見直すとともに、夜間や休日に従事する職員の

ための新たな雇用体系の導入を検討する。

- ・ 大きなサービス低下を招かずに、人件費を抑制するための運営体制を設定する。
- ・ DX を推進し、業務の効率化や自動化、対面業務の負担軽減とサービス維持を図る。

4 今後の予定

他市の状況等も踏まえつつ、当市の利用状況に応じた休館日及び開館時間の設定に向けた具体案を作成し、図書館協議会等で意見をいただく。

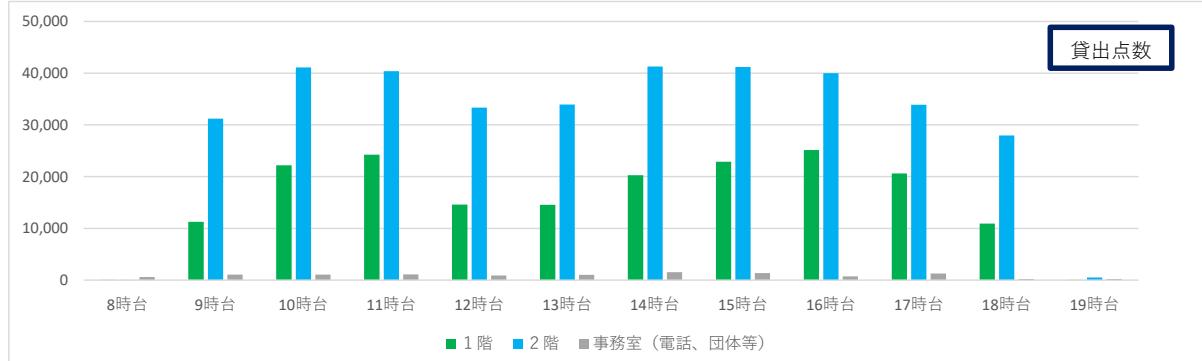
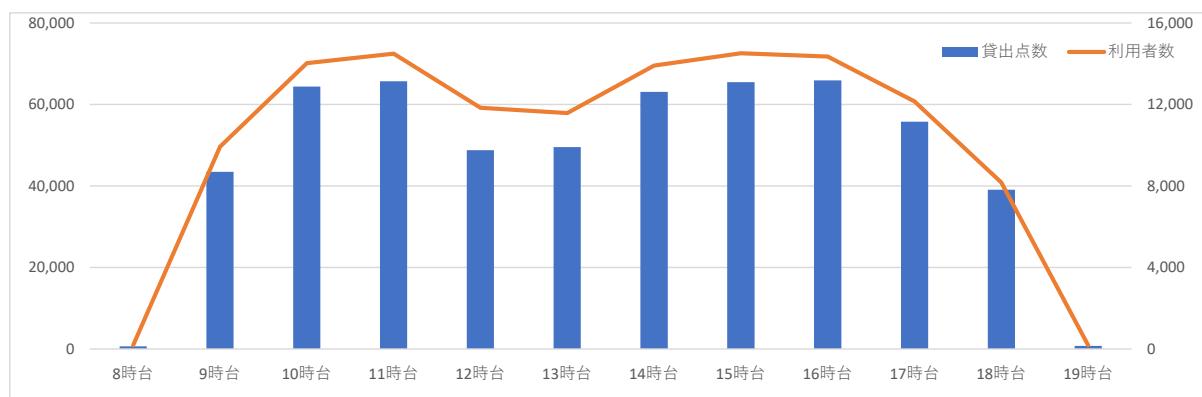
休館日・開館時間比較

自治体名	守谷市	土浦市	柏市	流山市	三郷市
休館日	第1月曜日(8月を除く) 年末年始、特別整理期間	月曜日（第1月曜日・祝日を除く）、年末年始、特別整理期間	月曜日(祝日及び振替休日は全館開館) 年末年始、特別整理期間	月曜日(祝日、夏季開館日を除く) 月曜日が祝日の場合は直後の平日 月の末日（土・日・祝日。夏季開館日を除く）、年末年始、特別整理期間	毎週月曜日（振替有） 毎月第4木曜日、年末年始、特別整理期間、臨時休館日
開館時間	・9時～19時	・平日 10時～20時 ・土・日・祝日 10時～18時	・火・土・日曜日、祝日・休日 9時半～17時 ・水～金曜日(ただし祝日・休日は除く) 9時半～19時	・火～土曜日 9時半～19時 ・日曜・祝日・夏休み期間中の月曜 9時半～17時	・火～金曜日 9時半～19時 ・土・日・祝日 9時半～17時
分館等数	4	4	17	8	7
特徴	毎日同じ開館時間	平日よりも休日の閉館時間が早い	平日よりも休日の閉館時間が早い	平日よりも休日の閉館時間が早い	平日よりも休日の閉館時間が早い

令和6年度 時間帯別貸出点数・利用者数(図書館窓口のみ)

	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	計
4月	31	3,395	5,095	5,075	3,987	3,380	4,791	5,508	5,274	4,221	3,611	91	44,459
5月	37	3,961	5,309	5,272	3,789	3,641	4,401	4,879	5,094	4,774	3,786	39	44,982
6月	80	3,852	5,839	5,382	4,060	4,312	5,245	5,348	5,683	5,101	3,802	35	48,739
7月	38	4,295	6,487	5,861	4,156	4,049	5,388	5,816	5,722	5,562	3,770	74	51,218
8月	30	4,053	6,205	6,618	4,307	4,336	5,550	5,978	5,969	5,404	3,765	67	52,282
9月	36	3,991	5,217	5,663	4,139	4,073	4,834	5,322	5,386	4,753	2,863	33	46,310
10月	102	3,468	5,226	5,166	4,389	4,220	5,269	5,572	5,865	4,872	2,956	55	47,160
11月	118	3,556	4,955	5,353	4,100	4,445	5,111	5,306	5,341	4,358	2,951	85	45,679
12月	62	3,025	4,546	4,905	3,631	4,024	5,244	5,254	5,088	3,738	2,653	77	42,247
1月	33	3,183	4,928	5,236	3,857	4,585	5,416	5,331	5,195	4,141	2,457	90	44,452
2月	35	3,236	5,022	5,353	3,939	4,301	5,530	5,324	5,227	4,157	2,914	64	45,102
3月	43	3,476	5,551	5,835	4,420	4,182	6,336	5,817	6,044	4,708	3,529	48	49,989
貸出点数	645	43,491	64,380	65,719	48,774	49,548	63,115	65,455	65,888	55,789	39,057	758	562,619

	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	計
4月	14	809	1,087	1,142	910	856	1,115	1,235	1,142	941	732	13	9,996
5月	18	864	1,199	1,154	914	896	1,011	1,087	1,121	1,040	770	11	10,085
6月	16	889	1,301	1,204	947	954	1,153	1,126	1,176	1,088	770	16	10,640
7月	14	962	1,344	1,292	1,044	902	1,174	1,279	1,250	1,204	762	19	11,246
8月	12	937	1,368	1,420	1,072	1,031	1,191	1,341	1,337	1,201	840	22	11,772
9月	6	861	1,116	1,216	963	953	1,085	1,188	1,234	1,028	653	12	10,315
10月	27	856	1,147	1,192	1,109	1,032	1,195	1,252	1,283	1,025	637	17	10,772
11月	18	806	1,122	1,199	1,008	1,068	1,136	1,230	1,171	917	578	16	10,269
12月	13	691	944	1,085	891	957	1,158	1,152	1,103	775	587	12	9,368
1月	17	681	1,066	1,180	978	1,012	1,166	1,163	1,103	877	519	18	9,780
2月	12	747	1,127	1,135	986	935	1,199	1,182	1,160	1,007	620	15	10,125
3月	17	823	1,211	1,277	1,013	977	1,323	1,279	1,274	1,044	710	15	10,963
利用者数	184	9,926	14,032	14,496	11,835	11,573	13,906	14,514	14,354	12,147	8,178	186	125,331



「すべての子どもたちへのよりよい教育の実現」を目指して ～令和7年6月11日 納特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるように
するため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**待遇の改善**を進めます

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進める ための**環境整備**

- 働き方改革を進めるための制度改正
- 働き方改革に係る指針の改定や計画^{※1}のひな形の作成、自治体への伴走支援
- 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会



- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への周知・広報
- 個々の学校への伴走支援
- 部活動の地域展開等の推進

学校



- 業務の精選・見直し
 - 学校における**業務分担**の見直し
 - **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
 - **校務DX**の加速化 など
- 学校運営全体の中で取り組み
 - 学校評価を活用
 - 学校運営協議会の仕組みを活用

地域・保護者

- 学校との連携・協働
 - 学校運営協議会^{※2}などを通じた学校運営への参画
- 自治体全体で取り組む
 - 総合教育会議^{※3}を通じた連携・協働



首長部局

学校の
指導・運営
体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の
待遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた待遇改善(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

皆さんの地域の子どもたちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

1

教師を取り巻く環境

学校が対応する 課題の多様化・複雑化

いじめ重大事態

■ いじめの重大事態の発生件数
(小中学校)



不登校

■ 不登校児童数(公立小中学校)



外国人児童生徒

特別支援教育

児童虐待

など

教師の厳しい勤務実態

■ 平均時間外在校等時間は
地方公務員の一般行政職の約3倍
(R4:月約47時間)



臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

■ 令和6年に小学校で2.2倍
■ 教師に質の高い人材を集めること
が難しくなってしまう可能性



▶ 教師が子どもたちに向き合う時間を確保することが必要

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における 働き方改革の 更なる加速化

■ 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
■ 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、
部活動の地域展開等の推進

など



学校の 指導・運営体制の 充実

■ 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
■ 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現

など

教師の 待遇改善

■ 専門職にふさわしい待遇として、教職調整額の引上げ
(4%から10%まで段階的に引き上げ)

など

3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

✓ 総合教育会議を活用した
教育委員会との連携

✓ 自治会や地元企業・団体等への
協力要請

✓ 学校用務員や支援スタッフの
予算化の推進

✓ 学校プールをはじめとする、
**学校関係施設の管理の外部化
のための条件整備**

教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子どもたちを育てていきましょう



教師の健康・福祉の確保に向けて

教育委員会
の皆様へ

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

地域の理解を得るための周知・広報

「計画」の総合教育会議への報告

首長部局との連携

個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

学校への支援

といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言



そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う
マンパワーを確保します



「計画」の
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の
計画について、参考となるひな型をお示しします



個々の自治体への
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り
などに共に取り組みます



首長部局や地域・
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師の服務を監督する教育委員会には、
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります

安全配慮義務
に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です



各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、
教師が教師でなくてはできないことに集中する
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」

学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます

子供たちへのより良い教育のために

さらなる学校へのご協力ををお願いします



1

教師を取り巻く環境

いじめなどの課題が増加

■いじめの重大事態の発生件数(小中学校)



子供のスマートフォン、テレビゲームの使用時間が増加

	R3	R6	
小学校	2時間8分	2時間48分	40分増
中学校	3時間2分	3時間44分	42分増

※平日1日あたりの平均
※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計

厳しい勤務実態



■平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない 「教師不足」



採用選考試験の倍率は過去最低(令和6年に小学校で2.2倍)

▶ 教師が子供にもっと向き合えるようにする必要があります！

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

■働き方改革を進めるための仕組み作り

■教職員定数の改善
■支援スタッフの充実

■教職調整額の引上げ

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、地域や保護者の皆様のご協力が不可欠です！

3

ご協力いただきたいこと

☑ コミュニティ・スクールなどを通じ、学校運営に参画 いただけます



☑ 学校以外が担うべき業務の役割分担の見直しへのご協力
(登下校の見守り、学校ボランティアへの応募 など)

☑ 学校行事や業務の見直しへのご理解

※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

⚠ 適切な表現・声量

怒鳴るなどの行動はお控えください

⚠ 過度な要求

学校ができないこともあることをご理解ください

⚠ 適切な時間内の御相談

ご相談は定時内に過度に長時間の御相談はお控えください

⚠ SNSでの拡散

先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の待遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置 【給特法第8条関係】

- ・教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。 【学校教育法第42条関係】
- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができるこことする。 【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の待遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい待遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。 【給特法第3条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、待遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた待遇の実現

- ・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。 【教育公務員特例法第13条関係】
- ・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。 【給特法第3条、第5条関係】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

「給特法の一部を改正する法律」
成立・公布(6月)

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置 【給特法第8条関係】

- 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会を努力義務とする。

50年間4%据置でした

年度	教職調整額/月額
R8 2026	5% (+1)
R9 2027	6% (+2)
R10 2028	7% (+3)
R11 2029	8% (+4) 30時間
R12 2030	9% (+5)
R13 2031	10% (+6)

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができるなどとする。【学校教育法第27条、第31条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

業務量管理・健康確保措置実施計画について

- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立・公布（本年6月）、令和8年4月1日から施行（一部規定は1月1日）
 - 服務を監督する教育委員会において、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付け。
- 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針（以下、指針）」を全部改正（本年9月）

【目標】

- 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減、80時間越えの教育職員を早急になくさなければならない。
 - ・ 45時間以下の教職員の割合 ➔ 100%を目指す。
 - ・ 1年における教育職員の1か月の平均時間在校等時間 ➔ 平均で30時間程度を目指す。
 - ・ 1年間時間外在校等時間 ➔ 360時間以下を目指す。

【各市町村教育委員会様へお願いしたいこと】

- 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定（各教育委員会）
 - 計画の具体的な内容、実施方法は、指針の内容に即して、地域の実情に応じ決定いただきたい。
 - 「学校と教師の業務の3分類」のほか、地域や学校ごとの議論を踏まえて、保護者や地域住民等と連携・協働を図り業務の見直し。
- 総合教育会議に報告
 - 計画策定、変更時に報告。計画の実施状況も毎年報告。ホームページ等により広く公表。

守谷市の現状

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

○済 △一部 ▲未・不可

まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- △ 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- △ 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- △ 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- △ 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- △ 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- △ 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- △ 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- △ 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- △ 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- △ 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- △ 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- △ 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- △ 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築